

会 議 録

1 会議名

平成27年度 第2回阿賀野市下水道審議会

2 開催日時

平成28年2月17日(水) 午後1時30分 から 午後3時05分 まで

3 開催場所

阿賀野市上下水道局 3階 大会議室

4 出席者(傍聴者を除く)の氏名(敬称略)

・出席委員： 小嶋貴子、棚橋麻衣、小柳美保、皆川正一、泉 繁美、伊藤一雄、柄澤久作、村上清彦、高橋幸信、山賀清一、山崎正春、岩澤弘和、種岡 〃、松川 真、本間 武、松田昭悦、清田寿一

・欠席委員 佐藤基樹、中波政志、渋谷秀富

(委員20人中 17人出席)

・事務局： 荒木秀樹上下水道局長、鈴木次長、石田下水道管理係長、廣川下水道管理係主任、村山副参事 (計5人)

5 議題(公開・非公開の別)

【協議事項】

(1) 阿賀野市公共下水道事業地方公営企業法適用基本計画について(公開)

6 傍聴者の数

無し

7 発言の内容

【開会】

荒木局長： 本日は、大変お忙しい中ご参集いただきまして、大変ありがとうございます。

定刻より、若干、早い時間ではございますが、ご案内させていただきました委員の皆様がご出席でございますので、これより第2回下水道審議会を開催させていただきます。

なお、「住民代表 佐藤委員」、「国土交通省北陸地方整備局新潟国道事務所 水原維持出張所長 中波委員」、「京ヶ瀬商工会副会長 渋谷委員」、

以上3名の方からは、事前に「欠席」との連絡を頂いておりますので、ご報告させていただきます。

また、本来であれば、田中市長が出席をいたしましてご挨拶を申し上げるところですが、公務の都合により「欠席」となりました。

皆様には、「くれぐれもよろしくお伝えしてほしい」と申し伝えられておりますので、お許し頂きたいと思っております。

それでは始めに、清田会長よりご挨拶をいただきたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

清田会長：

お忙しい中、お集まりいただきまして有難うございます。

11月17日以来の第2回下水道審議会ということですので、よろしくお願ひいたします。

本日は、下水道事業地方公営企業法適用に向けた「基本計画書」が完成したということで、皆さまにご審議いただき、意見を頂戴したいとのことです。よろしくお願ひいたします。

本日は、急に降雪があり、あわてた部分がありましたが、なんとか雪も落ち着き安心いたしましたところでございます。

この冬は、一時、多くの降雪があり、その後、雨等により一旦溶けてよかったです。再度、急に降ったということで、今日は、職場の職員駐車場では、車両の置き場に困り、トラクターで除雪を行ったところでございますので、委員の皆様におかれましても、お帰りの際は、十分、通行に注意していただき、お帰り願ひたいと思っております。

以上でございます。

荒木局長：

有難うございました。

今程、会長からもお話がありましたように、今年度、2回目ということですので、通常ですとご出席いただいた委員の皆様をご紹介させていただくところではございますが、省略させていただきたいと思っております。

また、本審議会につきましては、市条例に基づき公開を原則といたしておりますことから、録音・写真撮影につきましてご了承いただきたいと思っております。

なお、ただいま清田会長よりご説明がありましたように、本日の案件につきましては、前回の審議会でも若干、お話をさせていただきましたが、国の指針に基づきまして、本市下水道事業に関しましても地方公営企業法の適用に向けた準備を進めさせていただいているところでございます。

つきましては、本年度進めさせていただいております「基本計画」ができましたので、若干、お時間をいただき、内容をご説明させていただく

ものでございます。

説明に関しましては、一方的なご説明となりますが、よろしくお願ひいたします。

それでは、審議を進めたいとおもいます。

清田会長、よろしくお願ひいたします。

清田会長： それでは、次第に従いまして議事を進めさせていただきます。

「(1) 協議事項について」、事務局の説明を求めます。

事務局： ① 阿賀野市公共下水道事業地方公営企業法適用基本計画について
(村山) 資料に基づき、阿賀野市における下水道事業の概要、現状並びに課題、法適用の意義、適用に係る基本方針、スケジュール等に関して説明。

清田会長： 事務局の説明が終わりました。
これより質疑を受けたいと思います。
なにか質問等ありませんでしょうか。

事務局： 今程、会長より「質問」の有無についてお話がありましたが、今回の会議に際して、資料作成に手間取り、委員の皆さんへの配布が遅くなりました中で、今、説明を受け、その内容について「質問」と言いましても、なかなか質問が出ないのではないかと大変申し訳なく思っております。
よって、質問等につきましては、会議中にこだわらず、後日、資料を見直したりしていただき、不明な点等ございましたら電話でも結構ですので、ご連絡いただければ回答させていただきたいと思っております。
そのようなことを踏まえまして、質問等あれば発言をお願いしたいと思っております。

山賀委員： 今程、説明をいただき、いまさらながら「下水道事業は難しい。」と思っておりますが、皆さんの努力により現在は、立派に行なわれていると評価いたします。

しかし、今後、人口が減少する中で、今後の下水道事業について非常に心配している点があります。

まず、第一点として、下水道事業経営が、「今後、どの程度までの人口減に対し耐えうることができるか。」ということであります。

次に第二点目として、予算の配分等もあろうかと思っておりますが、下水道工事を含む公共工事の発注については、季節的に時期の良い時に発注していただきたいということです。

これは、現在ような悪天候の中で仕事を行なうと非常に効率が悪く、ま

た、出来上がりも悪くなるということから、「できるだけ時期の良い時に発注してもらいたい。」ということでもあります。

これは、雇用の面等、中々、難しい点はあろうかと思いますが、業界等からも、そのような要望をもらっており、予算配分等、様々な問題がある中ではありますが、是非ともお願いしたいと思っております。

あと一点ですが、下水道の整備に際し、国土調査が終了している旧安田町分と、未だ国土調査が終了していない旧水原町分の境界点での工事に関し、旧水原町分の更正図が明確になっていないことから公共用地と個人所有の土地があいまいな点があり、支障をきたしているとのことで、なぜ、整合性とれないのかということをお聞きしたいと思っております。

この3点をお聞かせ願いたいと思っております。

荒木局長：

それでは、前段の2点について、私から説明させていただきます。

まず、下水道事業を継続していくために、「どの程度まで体力が持つか。」ということですが、それを明確にするためにも、国で地方公営企業化を進めているのかな、と思っているところでございます。

先程、説明がありましたように、現在、使用料に関し「136円/m³」ということで、国が示す「150円/m³」までいっておりません。

よって、料金収入だけでは、とても事業を行なっていくことができない状況ですので、一般会計から「繰入金」という形で入れさせていただいているというのが状況です。

また、人口につきましても、様々な場所、機会で話がされておりますが、阿賀野市においても減少が目に見えております。

先程の説明の中にもありましたが、上水道を利用したものが、そのまま下水道に排出されるということですので、上水道で見た場合、収益で、毎年、1千500万円程度、料金収入が減少しております。よって、下水道に関しても同じような額の収入が無くなる、という形になります。

しかし、それでも事業を進めていかなければなりませんし、将来に渡って管路等を更新したりする必用がございます。

その手法として、「壊れた箇所から修繕して行けば良いのか。」ということにはならず、先程、言いましたように、まず、下水道の資産をしっかりと管理させていただき、耐用年数に応じた工事の計画を立てていく必要があるのではないかと考えております。

そのためにも、国が進めております公営企業化をさせていただいて、いまの資産がどのような状態であり、それを持続していくためには、「どのような手当をしなければならないのか。」「どの程度の費用が掛かるのか。」ということを示させていただき、そのために「こ

れだけの費用がかかりますので、今の料金では下水道経営が難しいので、いついつ頃には、これだけ使用料を上げさせていただきたい。」という話をさせていただく必要があると考えており、そのためにも公営企業化に向けた作業を進めさせていただいているところでございます。

次に2点目でございます「工事発注」についてですが、これに関しましては下水道工事の良い点でもありますが、幸い国の補助金が50パーセントから55パーセント付きます。市といたしましては、限られた財源で仕事をさせていただきますが、15億円規模での予算で仕事をさせていただけるよう国には要望させていただいておりますが、最終的に国レベルの予算シーリングの結果で、約8割、12億円から13億円規模での仕事をさせていただいております。

本来ですと、「15億円要望したのだから15億円分の仕事をしたらどうか。」という考え方もありますが、補助金として採択される金額が少なくなる訳ですので、出来るだけ有利な条件を使用し、補助金をいただける範囲で仕事をさせていただいている状況です。

これについては、国の「内示」ということで、「この時期に仕事を行なってください。」といった形で許可を受けながら仕事をさせていただくこととなりますことから、それに係る事務手続きが新年度に入ってから業務となりますので、若干の期間をいただく必要が出てまいります。

しかし、それに関係しない事業につきましては、市長からも「期間を置かず早期発注するように。」という指示もいただいておりますので、早期発注に向けて努力をさせていただいております。

事務局：
(鈴木次長)

続きまして、3点目のご質問でございますが、ご指摘のとおりでございます。現在、旧水原町と旧安田町の行政境の箇所、現在、工事を行っております。

下水道といたしましては、既存の道路敷地での施行を基本としており、「道路占用」という形で、道路管理者より了解を得ながら仕事をさせていただいております。

本来であれば、底地である土地の状況まで注意をして工事を行なうべきところではございましたが、現況が、舗装もされ「道路」という形であり、また、設計に関しても「道路」という形で設計されていたことから、意図的に個人所有である「民地」の中に施設を設置しようという気持で施行したわけではございません。

それにつきましては、昨日、土地所有者の方にお詫びし、併せて受注業者との打合せを行いました。

その結果、下水道といたしましては、「境界」という点に関しては検証すべき立場ではないことから、道路管理者である担当より確認させていただいております。ただ、道路管理者側といたしましても「明確な

境界が解からない。」ということであり、ただ、前面の道路に土地を所有している方の主張がそのようなことであるのであれば、「民地」を犯しているということで、本人のところへ訪問させていただき、5メートルから10メートル位であると思いますが、その部分につきましては、「施工業者から施設の移設をさせていただく」といった方向で、本人に連絡させていただいております。

また、犯しているものと思われる場所については、移設後に、きれいに原状回復させていただきお返ししたいと考えており、本日、午前中に本人に対し連絡させていただいた次第です。

清田会長： いかがでしょう。
よろしいでしょうか。

山賀委員： はい。

清田会長： 他にありませんでしょうか。

【発言無し】

清田会長： 無いようでしたら、続きまして「その他」となりますが、事務局、何かありますでしょうか。

事務局： ございません。
(村山)

清田会長： はい。
無いようでしたら以上をもちまして平成27年度阿賀野市下水道審議会第2回を終了させていただきます。
長時間に渡り、大変ありがとうございました。

荒木局長： 有難うございました。
委員の皆様には、大変、急な招集ということになり、また、本日は、急に雪も降りまして、足元の悪い中、お集まりいただきまして、有難うございました。

今回の内容につきましては、成案を含めまして、今後もご説明させていただく機会も多くなろうと思います。

その際は、再度、ご案内させていただきますので、よろしく願いいたします。

本日は、ご苦労さまでした。

阿賀野市下水道事業地方公營企業法適用

基本計画書

平成 28 年 2 月

阿賀野市上下水道局

目 次

1. はじめに	1
2. 阿賀野市の下水道事業	2
2.1 下水道事業の概要	2
2.2 下水道事業の現状と課題	7
2.3 下水道事業の経営の取り組み	18
3. 地方公営企業法の適用	19
3.1 法適用の意義	19
3.2 法適用のメリット	20
3.3 他自治体の状況	22
3.4 新潟県内の状況	24
4. 法適用の基本方針	25
4.1 法適用対象事業	25
4.2 法適用範囲	26
4.3 法適用期日	28
5. 固定資産の調査・評価	29
5.1 資産調査・整理	29
5.2 資産整理手法の方針	32
5.3 帳簿価額の算定方法	37
6. 資料の保管状況	41
6.1 決算書の保管状況	41
6.2 工事台帳の保管状況	41
6.3 設計書の保管状況	41
7. 法適用準備事務の概要	42
8. システム構築	46
8.1 システム導入の方針	46
8.2 システム導入計画	50
9. 条例・規則等の制定・改訂について	51
10. 職員の研修体制	52
10.1 研修内容	52
10.2 実施時期	53
11. 法適用実施スケジュール	54
12. 法適用後の財政シミュレーション	55

1. はじめに

阿賀野市の下水道事業は、昭和 53 年、旧京ヶ瀬村の緑岡地区で民間開発による宅地造成事業の一部として整備されたのが最初の下水道施設であり、その後、平成 4 年、旧安田町で、現在の公共下水道として下水道事業が着手されました。

その後、平成 16 年 4 月 1 日、安田町・京ヶ瀬村・水原町・笹神村の 2 町 2 村の町村合併により阿賀野市が誕生したことに伴い、公共下水道^{※1}（単独、流域関連）特定環境保全公共下水道^{※2}（流域関連）、農業集落排水施設^{※3}、合併処理浄化槽^{※4}（個人設置）の事業に取り組んでおり、平成 26 年度末の汚水処理人口普及率は 90.5%に達し、全国平均の 89.5%と比較して高い水準となっています。

しかし、今後も、新たな未整備地域の施設整備や、これまでに整備を行った施設の老朽化等による更新や修繕の費用の増加、人口減少による下水道使用料収入の減少が見込まれることから、将来的な事業の継続が難しくなることが予想されます。

このような状況の中で、将来にわたり下水道サービスを安定的に提供していくためには、計画的な経営基盤の強化と財政マネジメントの向上に取り組んでいくことが必要であり、その取り組みの柱の 1 つに公営企業会計の適用があります。

公営企業会計の特徴は、貸借対照表や損益計算書等の財務諸表の作成等を通じて、事業の経営成績（損益情報）や財政状態（ストック情報）を基礎とした経営状況を的確に把握することにより、機動的で柔軟な経営を行い、企業としての経営の質と効率性を向上させることが可能となります。

また、平成 26 年 8 月に総務省から「公営企業会計の適用拡大のロードマップ」、平成 27 年 1 月 27 日に「公営企業会計の適用の推進について（要請）」（総務大臣通知）、「公営企業会計の適用の推進に当たっての留意事項について」（自治財政局長通知）が発出され、平成 27 年度から平成 31 年度までを公営企業会計適用の「集中取組期間」とし、下水道事業及び簡易水道事業を「重点事業」と位置付けされたことにより、阿賀野市としても、下水道事業の地方公営企業法の適用（以下「法適用」という。）に着手することとなりました。

本計画書は、法適用を円滑かつ効率的に実施することを目的として、阿賀野市の下水道事業の現状と課題を整理し、課題解決に向けた法適用の意義と基本方針を示し、今後必要となる作業項目やスケジュール等のとりまとめを行ったものです。

※1 公共下水道とは、主として市街化区域における下水を排除し又は処理するために地方公共団体が管理する下水道。終末処理場を有するものを単独公共下水道、流末を流域下水道に接続するものを流域関連公共下水道という。

※2 特定環境保全公共下水道とは、公共下水道のうち市街化区域以外の区域において設置される下水道。

※3 農業集落排水施設とは、農業集落におけるし尿、生活雑排水等の汚水、汚泥又は雨水を処理する施設。

※4 合併処理浄化槽とは、し尿と生活雑排水を戸別にまとめて処理するもの。

2. 阿賀野市の下水道事業

2.1 下水道事業の概要

(1) 公共下水道事業及び特定環境保全公共下水道事業

公共下水道事業（以下「公共」という。）と特定環境保全公共下水道事業（以下「特環」という。）の実施地区は、旧安田町、旧水原町、旧京ヶ瀬村、旧笹神村の4地区となっています。

表 2.1 公共・特環事業概要

（平成 25 年 4 月 1 日現在）

旧市町村名	区分	処理区名	処理場名・流域名	着手日	供用開始日	事業計画面積 (ha)
旧安田町	公共	安田処理区	安田浄化センター	H4. 6. 12	H9. 7. 16	586.1 ^{※5}
旧水原町	公共	新井郷川処理区	阿賀野川流域	H9. 1. 7	H17. 3. 31	549.1
旧京ヶ瀬村	特環	新井郷川処理区	阿賀野川流域	H8. 12. 20	H17. 3. 31	306.1
旧笹神村	特環	新井郷川処理区	阿賀野川流域	H8. 12. 20	H19. 3. 31	212.2

(2) 農業集落排水事業

農業集落排水事業（以下「農集」という。）の実施地区は、旧安田町、旧水原町、旧京ヶ瀬村、旧笹神村の4地区となっています。

表 2.2 農集事業概要

（平成 26 年度末現在）

旧市町村名	処理区名	処理対象地区	採択年度	着工年度	完了年度	供用開始年・月	計画面積 (ha)	備考
旧安田町	渡場	渡場	H7	H7	H9	H10. 4	10.0	
	小松	小松	H9	H9	H12	H13. 3	16.0	
	大和	小浮新田、小浮本村(上・下)、野田、嶋瀬、千唐仁(上・下)	H10	H10	H14	H14. 3	52.0	
旧京ヶ瀬村	曾郷 ^{※6}	曾郷	S53	S53	S60	S56. 4	43.8	公共へ接続
旧水原町・旧京ヶ瀬村	分田	分田(1~8)、新座、江端(一・二)、上福岡、西岡、水ヶ曾根、嘉瀬島、粕島、小島、川前	H17	H17	H21	H22. 3	90.8	公共へ接続
旧笹神村	笹岡	笹岡・山崎・上山屋・下山屋・発久	S60	S61	H5	H3. 8	55.0	
	大室	大室、福井、貝喰	H16	H16	H19	H20. 3	34.9	公共へ接続

※5 平成 26 年度変更事業計画より。

※6 「曾郷」については、平成 22 年 4 月 1 日付で財産処分を行い公共下水道施設へ移管。

(4) 下水道施設

下水道施設の概要は、以下のとおりです。

表 2.3 管路施設・マンホールポンプ（公共・特環）

旧市町村名	区分	処理区名	処理場名・流域名	管路延長※7 (m)	マンホールポンプ（基）
旧安田町	公共	安田処理区	安田浄化センター	94,051	15
旧水原町	公共	新井郷川処理区	阿賀野川流域	87,649	24
旧京ヶ瀬村	特環	新井郷川処理区	阿賀野川流域	53,434	34
旧笹神村	特環	新井郷川処理区	阿賀野川流域	46,611	30
計				281,745	103

表 2.4 処理場（公共）

名 称	安田浄化センター	
所 在 地	阿賀野市安田字古川及び字下島	
敷 地 面 積	2.06ha	
下 水 処 理 施 設	計画処理区域	安田処理区（586.1ha）
	計画処理人口	7,470人
	処 理 能 力	5,280m ³ /日（計画下水量（日最大）4,190m ³ ）
	処 理 方 式	オキシデーションディッチ法
	運 転 開 始	平成9年7月

表 2.5 ポンプ場（公共）

名 称	安田污水横峰中継ポンプ場	
所 在 地	阿賀野市寺社字横峰	
敷 地 面 積	0.05ha	
施設概要	污水ポンプ揚水量	時間最大 2.38m ³ /min
	污水ポンプ仕様	φ150×2.38m ³ /min×13.2m×11kw×2台（内1台予備）

※7 下水道台帳より（平成25年度末）。

表 2.6 管路施設・マンホールポンプ（農集）

旧市町村名	処理区名	処理対象地区	管路延長 ^{※8} (m)	マンホールポンプ (基)	備考
旧安田町	渡場	渡場	1,989	3	
	小松	小松	3,247	2	
	大和	小浮新田、小浮本村 (上・下)、野田、嶋 瀬、千唐仁(上・下)	9,970	11	
旧京ヶ瀬村	曾郷 ^{※9}	曾郷	10,189	0	公共へ接続
旧水原町・ 旧京ヶ瀬村	分田	分田(1～8)、新 座、江端(一・二)、 上福岡、西岡、水ヶ 曾根、嘉瀬島、粕島、 小島、川前	24,402	23	公共へ接続
旧笹神村	笹岡	笹岡・山崎・上山 屋・下山屋・発久	11,871	2	
	大室	大室、福井、貝喰	9,188	11	公共へ接続
計			70,856	50	

※8 下水道台帳より（平成25年度末）。

※9 「曾郷」については、平成22年4月1日付で財産処分を行い公共下水道施設へ移管。

表 2.7 処理場（農集）

名 称		渡場処理場
下 水 処 理 施 設	計 画 処 理 区 域	渡場処理区（10.0ha）
	処 理 方 式	J-S（生物膜法）※10
	処 理 対 象 人 口	51～400
	運 転 開 始	平成 10 年 4 月

名 称		小松処理場
下 水 処 理 施 設	計 画 処 理 区 域	小松処理区（16.0ha）
	処 理 方 式	J-I（生物膜法）
	処 理 対 象 人 口	51～1,800
	運 転 開 始	平成 13 年 3 月

名 称		大和处理場
下 水 処 理 施 設	計 画 処 理 区 域	大和处理区（52.0ha）
	処 理 方 式	J-XIV（浮遊生物法）※11
	処 理 対 象 人 口	101～6,000
	運 転 開 始	平成 14 年 3 月

名 称		笹岡処理場
下 水 処 理 施 設	計 画 処 理 区 域	笹岡処理区（55.0ha）
	処 理 方 式	J-III（生物膜法）
	処 理 対 象 人 口	101～2,000
	運 転 開 始	平成 3 年 8 月

※10 生物膜法：個体表面に生物膜を発生させ、これに下水を接触させて有機物を分解する方法。

※11 浮遊生物法：下水中に浮遊する程度の小さな微生物の塊（活性汚泥）を生じさせて、それにより有機物を分解する方法。

2.2 下水道事業の現状と課題

(1) 汚水処理人口普及率

阿賀野市の下水道事業の汚水処理人口普及率は、平成 26 年度末で 90.5%に達し、全国平均の 89.5%と比較して高い水準となっています。

しかし、未普及地域の解消ならびに、市内の均衡ある整備を図るものとして、今後も整備を行っていく必要があります。

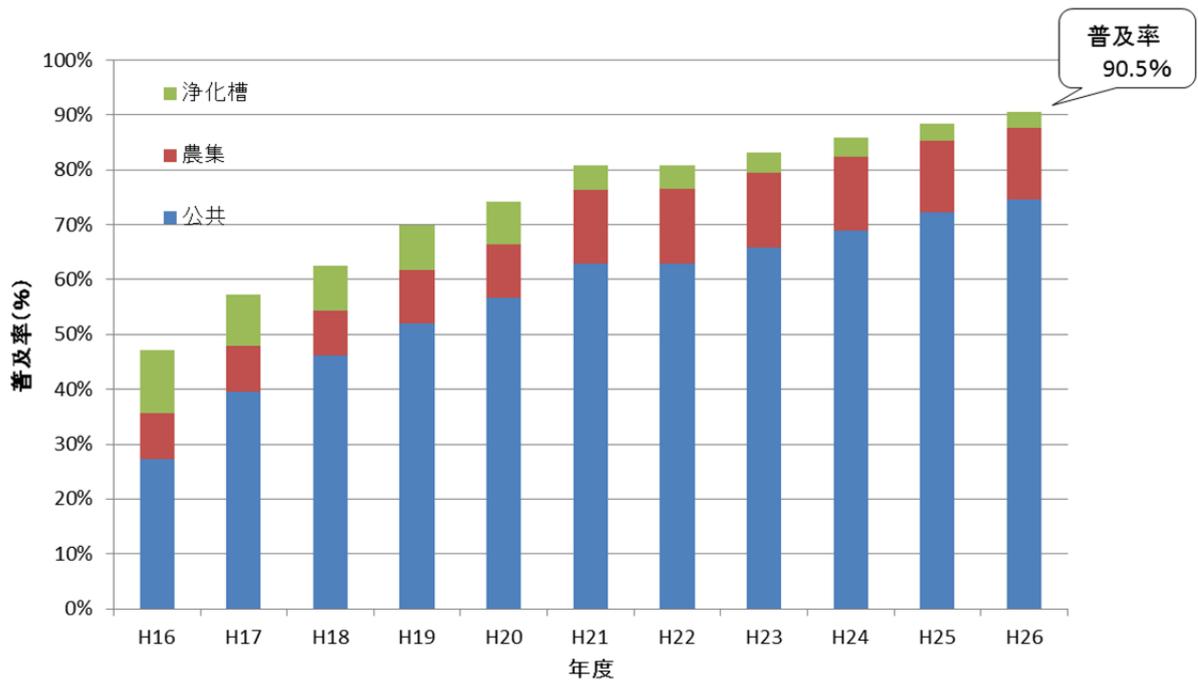


図 2.3 汚水処理人口普及率の推移

(2) 管路施設の老朽化

管路施設の整備状況は、平成 26 年度末で約 359km になります。

平成 26 年度末で、整備後 30 年を経過した管路施設は、約 10km 有り、10 年後には 25km、20 年後には 201km、30 年後には 359km と 10 年後から（特に H8～H18 年）老朽化する管路施設が急増し、維持管理費、改築・更新の費用が多額となることが予想されます。そのために急増する維持管理費、改築・更新費用の抑制と平準化が必要となります。

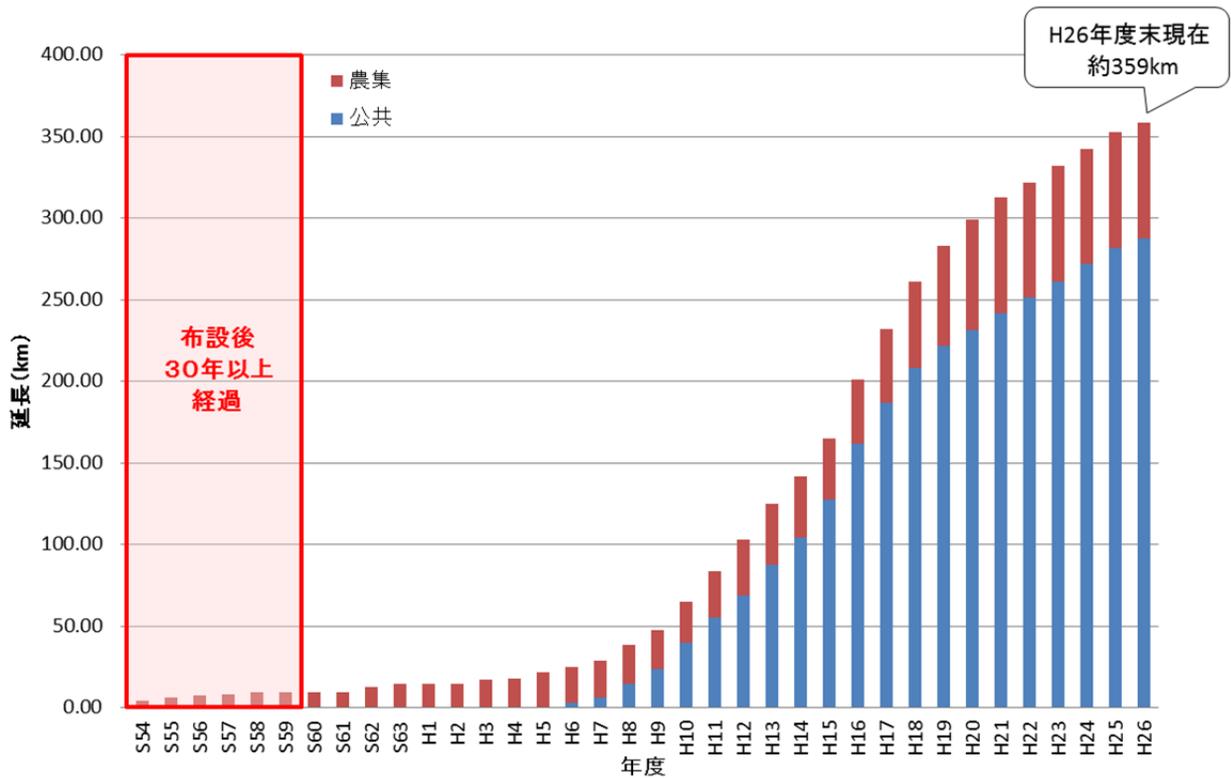


図 2.4 管路整備延長の推移

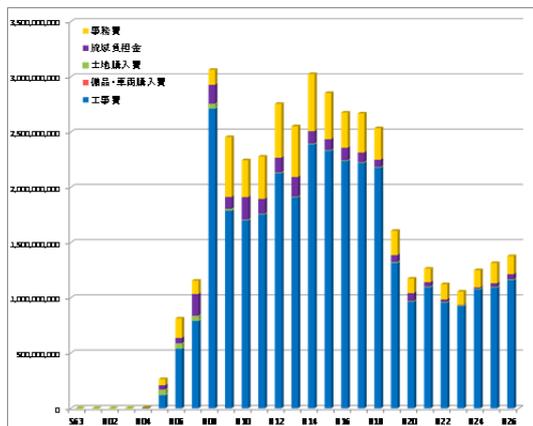


図 2.5 建設事業費（公共）の推移

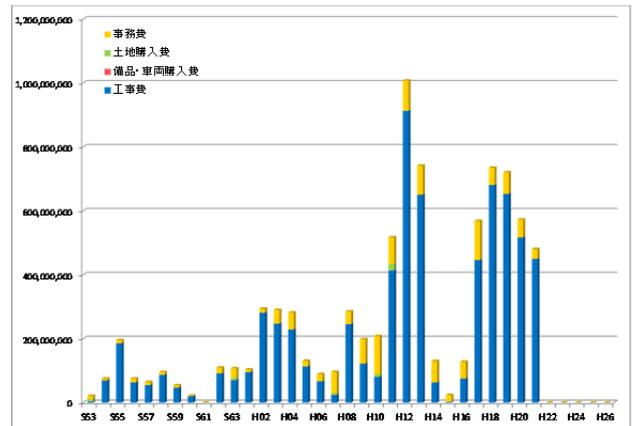


図 2.6 建設事業費（農集）の推移

(3) 人口減少

阿賀野市の人口は、平成7年を境に減少傾向にあります。平成25年3月に、国立社会保障・人口問題研究所が発表した「日本の地域別将来推計人口」では、平成27年度末の人口43,679人に対し、平成52年度末の人口は24%減の33,179人と予測しています。

現在、下水道事業の使用料収入は、未普及地域の解消に向け整備が進んでいることから、微増傾向が続いています。

しかし、将来においては、人口の減少に伴い、使用料収入も減少していくことが懸念されます。

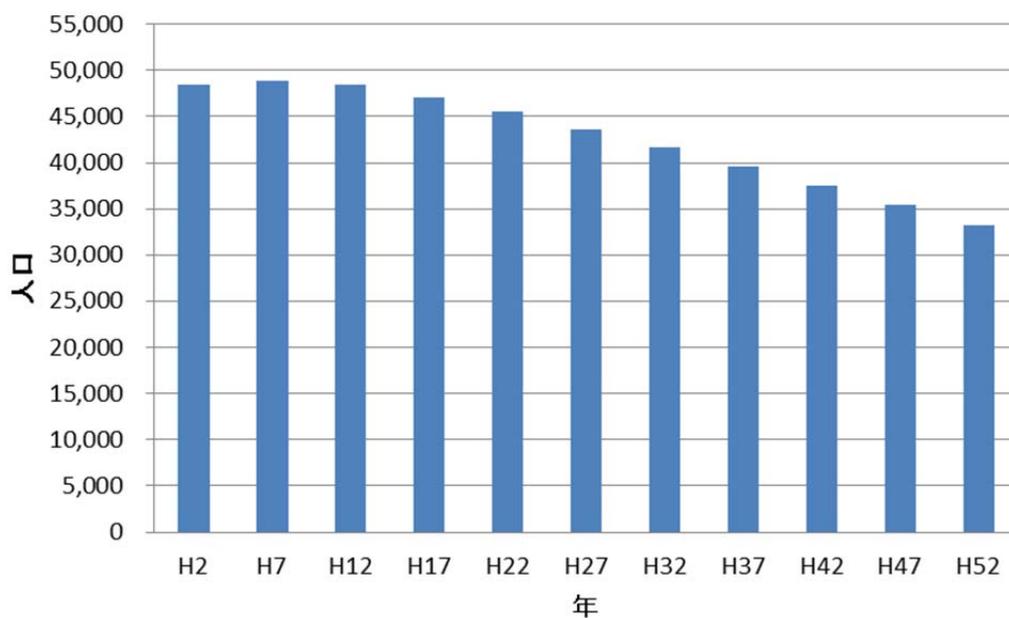


図 2.7 将来推計人口（阿賀野市）

出典：「日本の地域別将来推計人口」国立社会保障・人口問題研究所

(4) 施設の効率性

有収率 : 処理した汚水のうち使用料徴収の対象となる有収水^{※12}の割合。有収率が高いほど不明水が少なく効率的。

水洗化率 : 現在処理区域内人口のうち、実際に水洗便所を設置して汚水を処理している人口の割合。但し合併浄化槽は含まない。

① 公共

平成16年度から平成26年度において、有収率は概ね横ばいであり、類型平均及び全国平均との比較では、両平均共に高い水準を達成しています。また水洗化率は増加傾向にあるものの、類型平均及び全国平均と比較すると低い状況です。適切な使用料収入を得るために、水洗化を促進することが必要です。

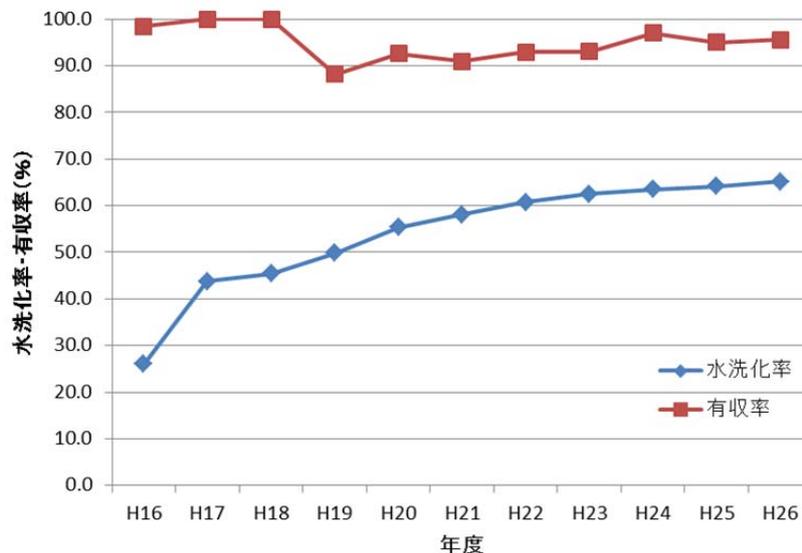


図 2.8 有収率、水洗化率の推移 (公共)

決算統計資料より

表 2.8 過去5年の有収率、水洗化率の推移 (公共)

事業	項目	H21	H22	H23	H24	H25	H26	類型平均 ^{※13} (H25)	全国平均 ^{※14} (H25)
公共	有収率 (%)	91.0	92.9	93.0	97.0	95.0	95.6	87.0	80.6
	水洗化率 (%)	58.1	60.7	62.5	63.5	64.2	65.1	78.3	94.4

※12 有収水量：使用料徴収の対象となった水量

※13、※14 類型平均、全国平均は【平成25年度下水道事業経営指標・下水道使用料の概要 総務省】による(平成26年度版が公表前のため平成25年度の値を使用)。

② 特環

近年において 100% 近くの有収率を達成しており、類型平均及び全国平均と比較して、両平均共に高い水準を達成しています。また水洗化率は増加傾向にあるものの、類型平均及び全国平均と比較すると、両平均において低い状況です。適切な使用料収入を得るために、水洗化を促進することが必要です。

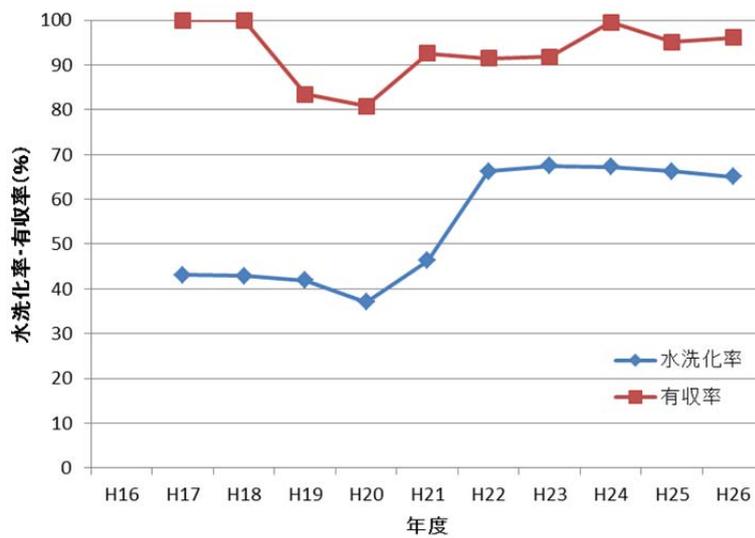


図 2.9 有収率、水洗化率の推移 (特環)

決算統計資料より

表 2.9 過去 5 年の有収率、水洗化率の推移 (特環)

事業	項目	H21	H22	H23	H24	H25	H26	類型平均 ^{※15} (H25)	全国平均 ^{※16} (H25)
特環	有収率 (%)	92.6	91.5	91.8	99.5	95.1	96.1	93.8	80.3
	水洗化率 (%)	46.3	66.2	67.5	67.2	66.3	65.0	68.1	79.8

※15、※16 類型平均、全国平均は【平成 25 年度下水道事業経営指標・下水道使用料の概要 総務省】による (平成 26 年度版が公表前のため平成 25 年度の値を使用)。

③ 農集

100%に近くを達成していた有収率が、近年、減少傾向にあり、不明水の増加が考えられます。また類型平均及び全国平均と比較して低い水準です。

水洗化率は、平成 19 年度に大室処理区、平成 21 年度に分田処理区ならびに曾郷処理区の完了に伴う処理区域内人口の増加により、大幅に減少していますが、平成 22 年度からは増加傾向にあります。しかし類型平均及び全国平均と比較してまだ低い水準であり、適切な使用料収入を得るために、水洗化を促進することが必要です。

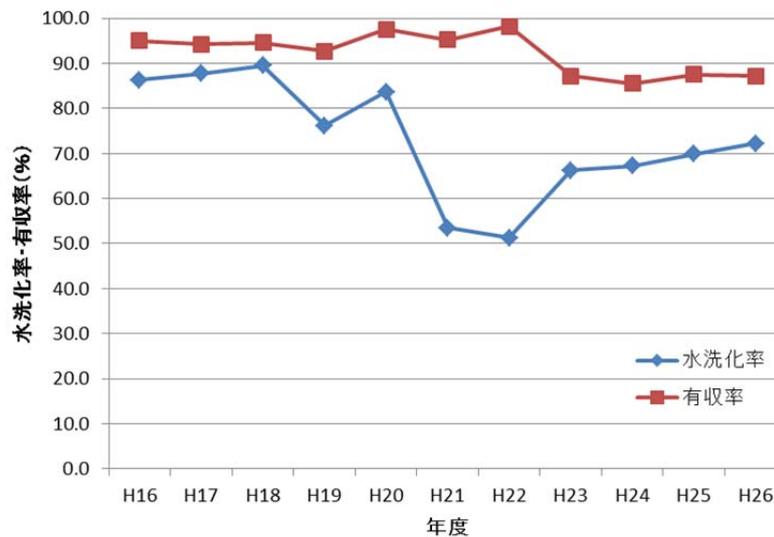


図 2.10 有収率、水洗化率の推移 (農集)

決算統計資料より

表 2.10 過去 5 年の有収率、水洗化率の推移 (農集)

事業	項目	H21	H22	H23	H24	H25	H26	類型平均 ^{※17} (H25)	全国平均 ^{※18} (H25)
農集	有収率 (%)	95.2	98.2	87.2	85.5	87.5	87.2	91.1	91.9
	水洗化率 (%)	53.5	51.3	66.3	67.2	69.9	72.2	86.7	83.4

※17、※18 類型平均、全国平均は【平成 25 年度下水道事業経営指標・下水道使用料の概要 総務省】による (平成 26 年度版が公表前のため平成 25 年度の値を使用)。

(5) 経営の効率性

使用料単価 : 有収水量 1m³あたりの使用料収入であり、使用料の水準を示す。
 汚水処理原価^{※19} : 有収水量 1m³あたりの汚水処理費であり、その水準を示す。汚水処理費は、維持管理費と資本費とに分けられる。
 経費回収率^{※19} : 汚水処理に要した費用に対する、使用料による回収程度を示す指標。

① 公共

平成 19 年度から平成 26 年度において、経費回収率は、増加傾向にあります。100%に達しておらず、全国平均と比較して低い水準です。経費回収率の 100%に満たない部分は、一般会計からの繰入（税金）によって賄われている状況にあります。

一方で、経費回収率（維持管理費）は、100%前後であり、使用料による維持管理費の回収は概ね図られています。

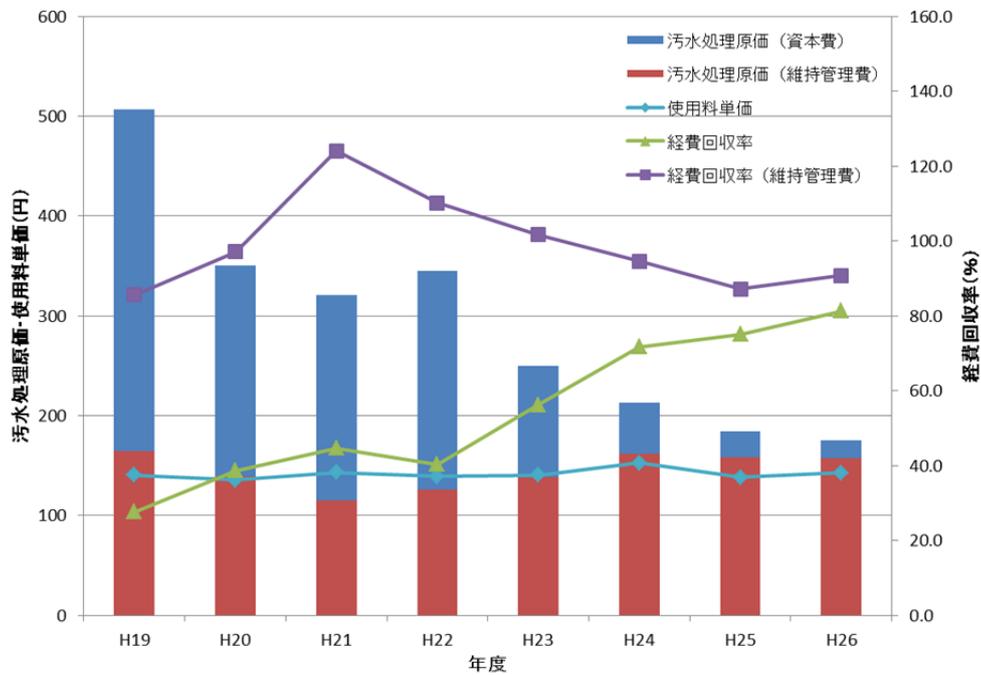


図 2.11 経費回収率等の推移（公共） 決算統計資料より

表 2.11 過去 5 年の経費回収率等の推移（公共）

事業	項目	H21	H22	H23	H24	H25	H26	類型平均 (H25)	全国平均 (H25)
公共	経費回収率 (%)	44.6	40.3	56.3	71.7	75.1	81.3	64.0	93.5
	〃 (維持管理費) (%)	124.0	110.1	101.7	94.6	87.2	90.8	127.5	203.9

※19 汚水処理原価および経費回収率は、分流式下水道等に要する経費控除後の値

② 特環

平成 19 年度から平成 26 年度において、経費回収率は、増加傾向にあります。100%に達しておらず、平成 25 年度では、類型平均及び全国平均と比較して低い水準です。経費回収率の 100%に満たない部分は、一般会計からの繰入（税金）によって賄われている状況にあります。

一方で、経費回収率（維持管理費）は、100%を上回る傾向にあり、使用料による維持管理費の回収は図られています。

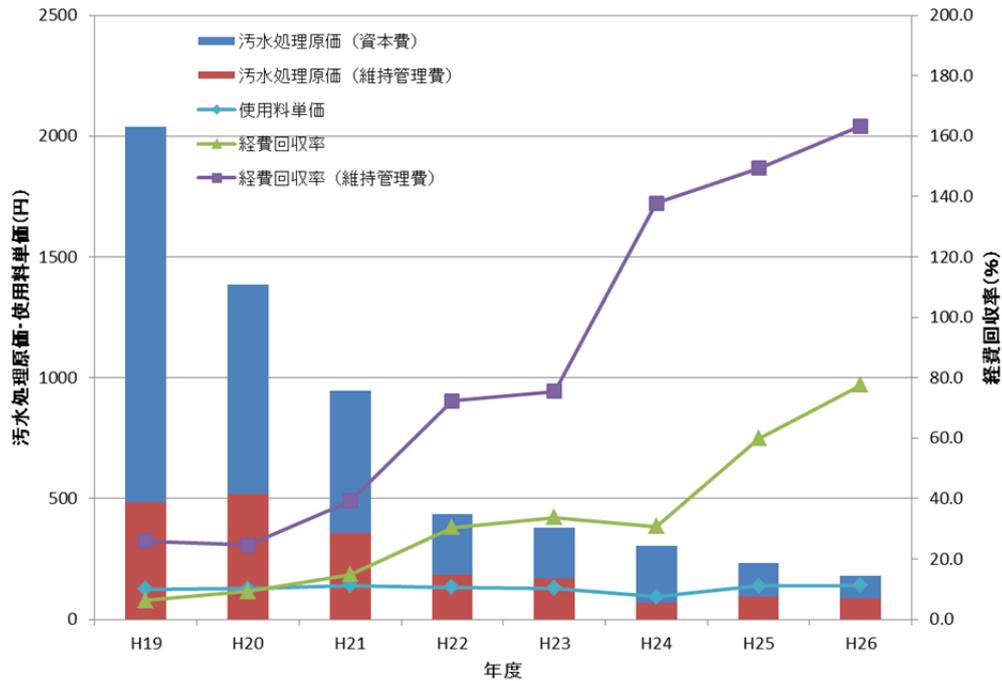


図 2.12 経費回収率等の推移（特環）

決算統計資料より

表 2.12 過去 5 年の経費回収率等の推移（特環）

事業	項目	H21	H22	H23	H24	H25	H26	類型平均(H25)	全国平均(H25)
特環	経費回収率 (%)	14.8	30.4	33.8	30.8	59.9	77.6	60.2	62.1
	〃（維持管理費） (%)	39.1	72.3	75.5	137.8	149.4	163.3	105.6	115.6

③ 農集

平成 19 年度から平成 26 年度において、経費回収率は、平成 20 年度、平成 24 年度に対前年で減少はしていますが、全体としては、増加傾向にあります。しかし 100%に達しておらず、平成 25 年度では、類型平均及び全国平均と比較して低い水準です。経費回収率の 100%に満たない部分は、一般会計からの繰入（税金）によって賄われている状況にあります。

また、経費回収率（維持管理費）も 100%に達しておらず、少なくとも維持管理費は使用料により回収すべきであるため、経費の抑制や、使用料の適正化を図り、回収率の向上に取り組む必要があります。

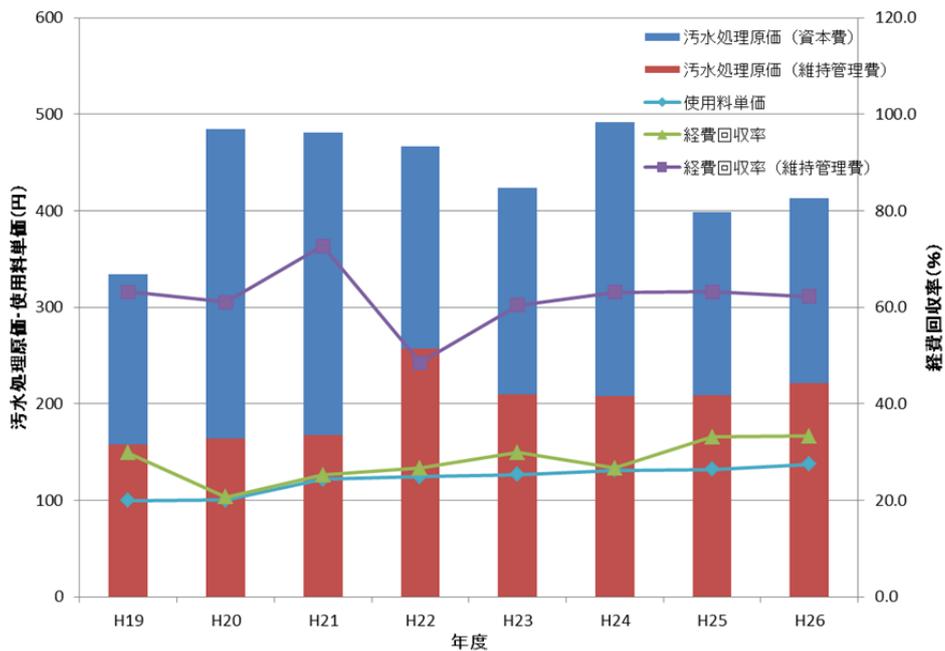


図 2.13 経費回収率等の推移（農集） 決算統計資料より

表 2.13 過去 5 年の経費回収率等の推移（農集）

事業	項目	H21	H22	H23	H24	H25	H26	類型平均(H25)	全国平均(H25)
農集	経費回収率 (%)	25.3	26.7	29.9	26.7	33.1	33.3	58.4	51.0
	〃（維持管理費） (%)	72.7	48.5	60.4	63.1	63.2	62.2	82.6	74.3

(6) 地方債の借入

現在、下水道施設の建設は減少傾向であり、それに伴い地方債の借入も減少しています。一方で、地方債償還は今後10年も増加傾向にあるため、地方債の償還に伴う財源の確保が重要となります。また、下水道施設の新規整備の縮小や、地方債償還の平準化などを図り、収支のバランスをとることが必要です。

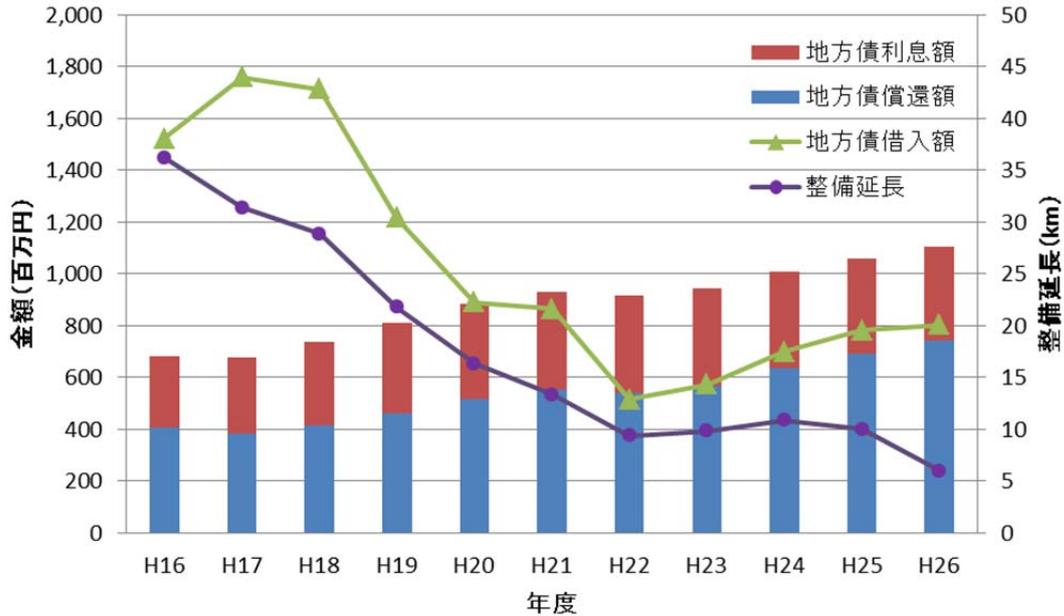


図 2.14 地方債、地方債利息、地方債償還金の推移

表 2.14 平成 26 年度末未償還残高

(単位：千円)

区分	平成 26 年度末未償還残高
1 普通債	17,810,608
(1) 公共下水道事業	14,108,851
(2) 流域下水道事業	1,208,353
(3) 農業集落排水事業	2,493,404
2 その他	575,761
(1) 臨時財政特例債	7,607
(2) 資本費平準化債	568,154
合計	18,386,369

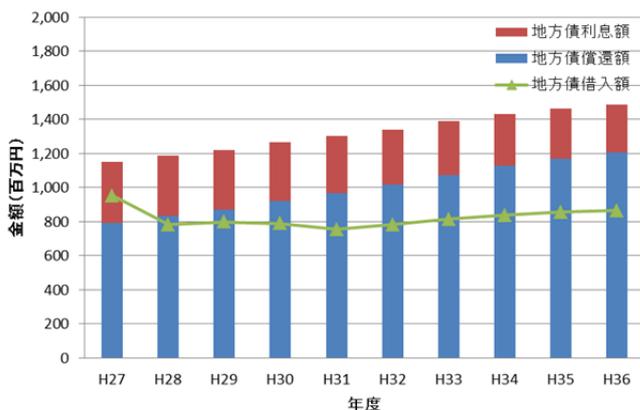


図 2.15 地方債、地方債利息、地方債償還金の推移
(将来予測)

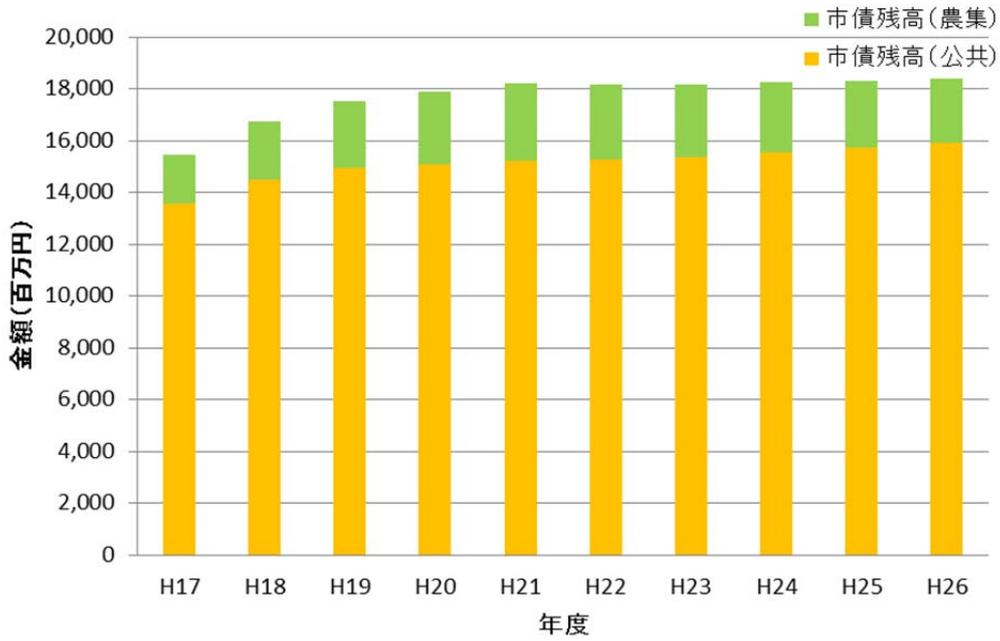


図 2.16 地方債残高の推移

表 2.15 地方債残高の推移

(単位：百万円)

事業	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
公共	13,567	14,507	14,964	15,107	15,239	15,289	15,373	15,527	15,719	15,893
農集	1,890	2,232	2,546	2,779	2,955	2,882	2,801	2,712	2,609	2,493
合計	15,457	16,739	17,510	17,886	18,194	18,171	18,175	18,239	18,328	18,386

2.3 下水道事業の経営の取り組み

現在の下水道事業の経営状況は、本来使用料で賄うべき汚水処理原価を賄っていない状況で、不足分については一般会計（税収）から補てんされています。さらに、近い将来、施設・設備の老朽化に伴う更新投資の増大、人口減少に伴う使用料収入の減少等により、下水道事業の経営環境は厳しさを増していくことが予想されます。

今後、下水道事業を継続して経営し、住民生活に必要なサービスを継続的に提供していくためには、自らの経営・資産等の状況を的確に把握し、経営基盤の計画的な強化（更新投資の優先度の把握、施設・設備への投資の合理化や適切な維持・管理、財源の更なる確保、徹底した効率化等）と経営マネジメントの向上（料金で回収すべき経費や将来必要な投資経費を踏まえた適正な料金算定等）等に取り組むことが必要です。

これら経営の課題を解決する対策として、公営企業会計を導入し、事業の経営成績（損益情報）や財政状態（ストック情報）を基礎とした経営状況を的確に把握するとともに、経営状況を踏まえた的確な経営分析や経営判断、経営改善を行い、より機動的で柔軟な経営を行うことを通じ、下水道事業の経営の質と効率性を向上させることが必要です。

3. 地方公営企業法の適用

3.1 法適用の意義

市民生活に必要な不可欠なサービスを継続的に提供していくためには、将来にわたって安定した事業経営を実現する必要があります。

そのためには、財務諸表を活用した経営分析による事業評価の実施、経営課題の抽出を行い、その対策を講じるPDCAサイクルを構築し、そのサイクルを繰り返すことによって「経営の健全化」を図る必要があります。

法適用は、効率的で効果的に事業を実施していくための仕組みづくりです。

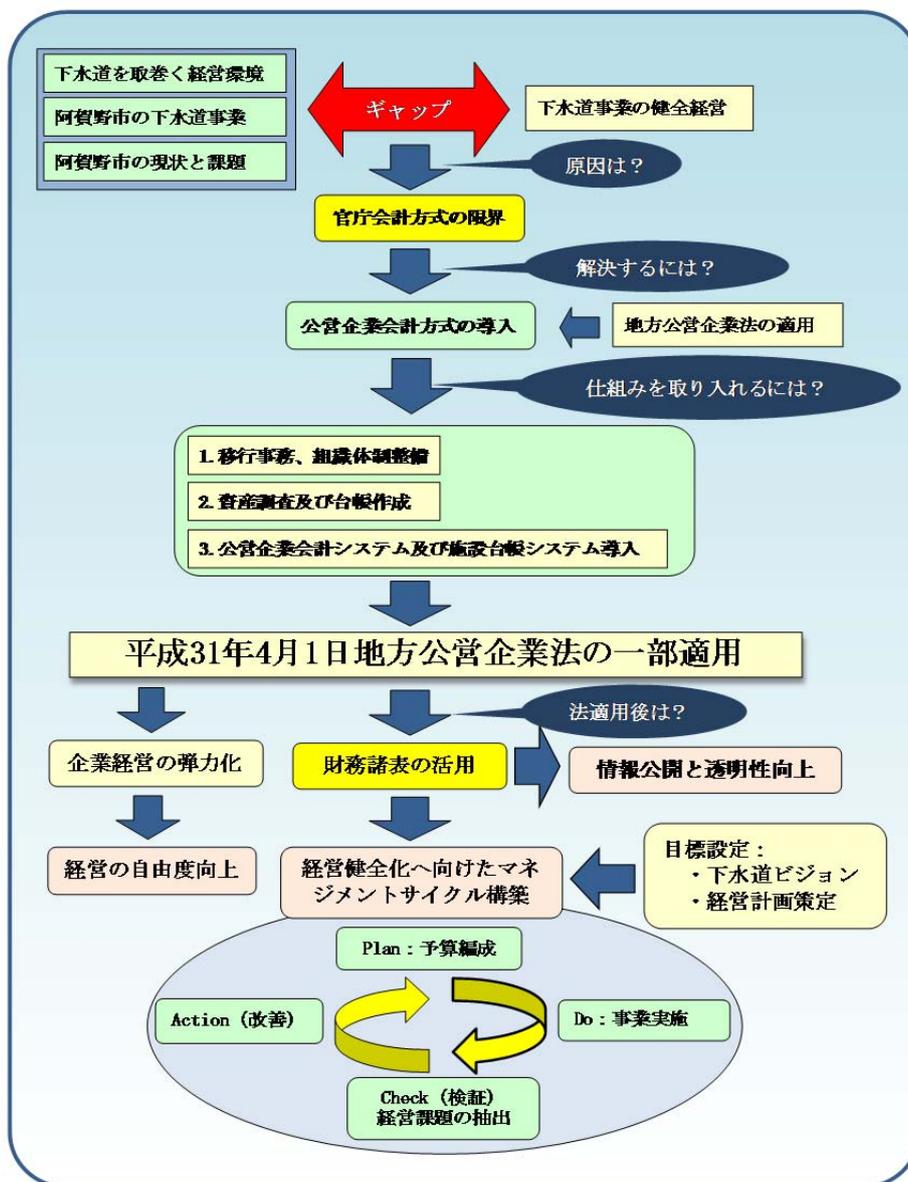


図 3.1 下水道事業の経営健全化へ向けたフロー図

3.2 法適用のメリット

(1) 会計処理方式変更によるメリット

① 損益情報・ストック情報の把握による適切な経営戦略の策定

財務規定等の適用により、管理運営に係る取引（損益取引）と建設改良等に係る取引（資本取引）が区分して経理されます。

経営成績を適正に示すことや利益・損失の確定を適切に行うことができるため、その分析を通じて中長期的な経営の基本計画である「経営戦略」の策定に必要な基礎的情報を得ることができます。

また、減価償却が導入されると、自らの資産の現状や老朽化が金額ベースでの確に把握できるようになり、更新計画等の策定に役立つ資料となります。加えて、期間損益計算による原価が明確化することで、施設の更新財源も含め収益のあるべき水準を踏まえた、適正で説得力のある料金の算定に役立てることが可能です。

② 企業間での経営状況の比較

公営企業会計の導入により、類似の公営企業や民間企業との比較が可能となることから、経営成績や財政状態のより正確な評価や判断を行うことができます。

③ 市民や議会によるガバナンスの向上

比較可能で財務状況を把握しやすい会計の採用、決算の早期化等、情報開示の充実がなされ、市民や議会によるガバナンスの向上が期待されます。

④ 職員の経営意識の向上

公営企業会計の導入により、経営状況が明確となるため、職員の経営意識の向上が図られることが期待できます。

(2) 企業経営の弾力化

① 予算の弾力条項

一般会計等では、地方自治法第210条の規定により、予算に計上されない経費の支出を行うことや予算に計上された額を超えて支出することはできませんが、公営企業会計の場合、企業経営を経済情勢に応じて能率的に行うことができるように業務量の増加に伴い収益が増加する場合には、当該業務に直接必要な経費に限り、予算超過の支出が認められています。

② 能率的で機動的な経営のための資産管理の特例

企業用資産の管理行為を地方公共団体の一般財産の管理に比べて、より機動的、弾力的に行うことができるようにするため、財産管理に関する特例を以下のように定めています。

- (a) 企業用資産の取得、管理及び処分については、議会の個別議決の必要はないとされています。ただし、特に重要な資産の取得及び処分については、予算で定めなければならないとしています。

- (b) 行政財産の目的外使用に係る使用料については、条例で定めることを要せず、管理者が定めることができることとしています。
- (c) 一般会計等では、地方自治法第 238 条の 4 の規定により、土地の貸し付けについて一定の制限があることに対して、公営企業の場合は、企業の経済性を発揮する観点から、当該公営企業の収益の確保に寄与する場合には、幅広く貸付けが認められています。

3.3 他自治体の状況

他自治体の下水道事業の地方公営企業法適用状況を調査しました。「地方公営企業年鑑（平成25年4月1日～平成26年3月31日）総務省自治財政局編」によると、平成25年度末時点で、下水道事業体総数は3,640事業体で、うち15%の538事業体で法適用済みです（図3.2）。下水道事業別の法適用状況は、公共下水道が最も多く238事業体、次いで特定環境保全公共下水道が132事業体となっています（図3.3）。

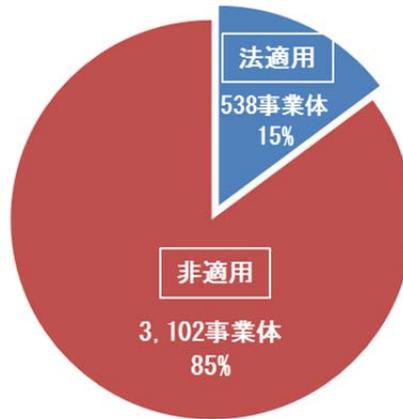


図 3.2 下水道事業における法適用事業体の割合

出典：「地方公営企業年鑑（平成25年4月1日～平成26年3月31日）」

総務省自治財政局編

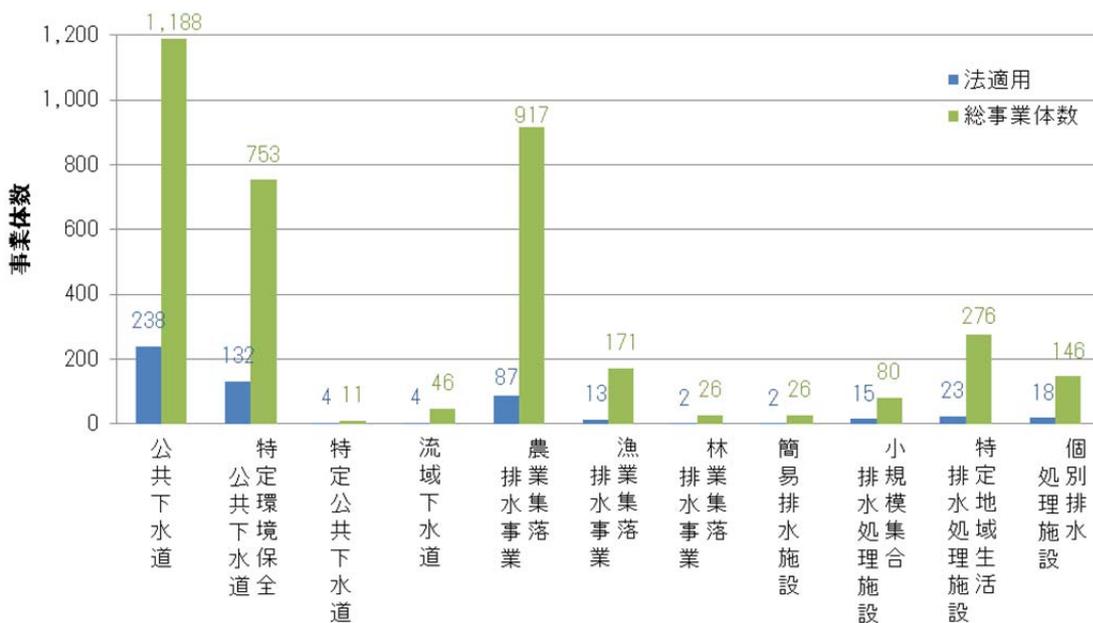


図 3.3 下水道事業別の法適用事業体数

出典：「地方公営企業年鑑（平成25年4月1日～平成26年3月31日）」

総務省自治財政局編

阿賀野市で行っている3事業（公共、特環、農集）について、行政規模別の法適用状況を以下に示しました。阿賀野市と同規模の事業体（人口3万人以上5万人未満）の法適用事業体割合は、平成25年度末時点では3事業ともに約15%程度となっていますが、公営企業会計適用の「集中取組期間」である平成27年度から平成31年度には法適用事業体割合がかなり上昇することが予想されます。

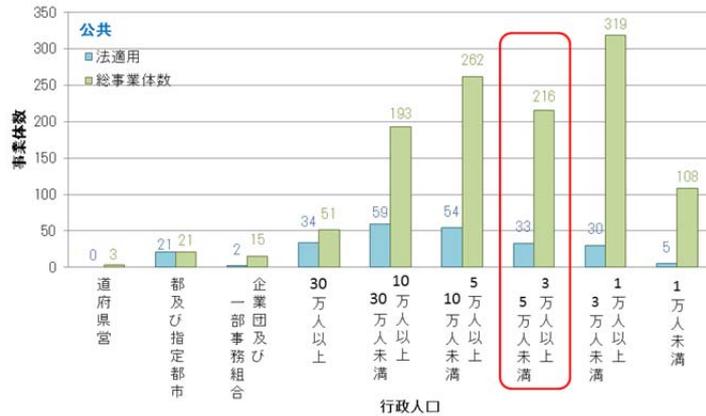


図 3.4 行政人口別の法適用事業体数（公共）

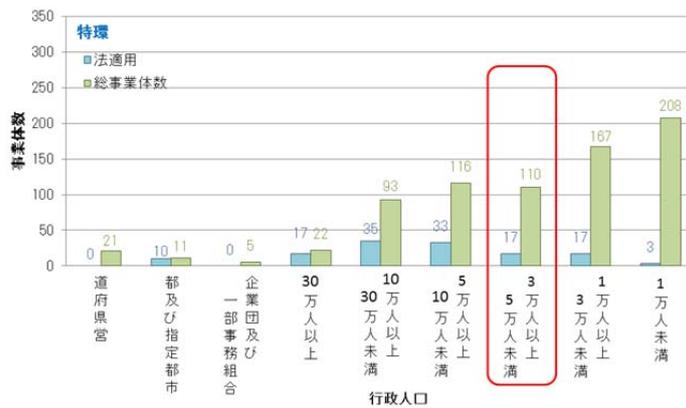


図 3.5 行政人口別の法適用事業体数（特環）

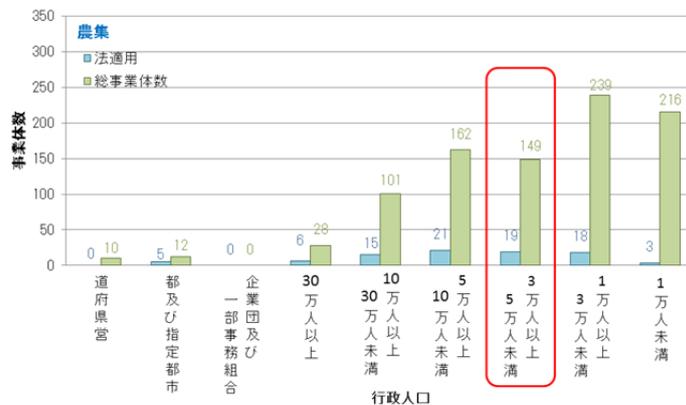


図 3.6 行政人口別の法適用事業体数（農集）

出典：「地方公営企業年鑑（平成25年4月1日～平成26年3月31日）総務省自治財政局編」

3.4 新潟県内の状況

新潟県内において平成25年度末時点で、下水道事業に地方公営企業法を適用している事業者は、以下のとおりです（図3.7）。

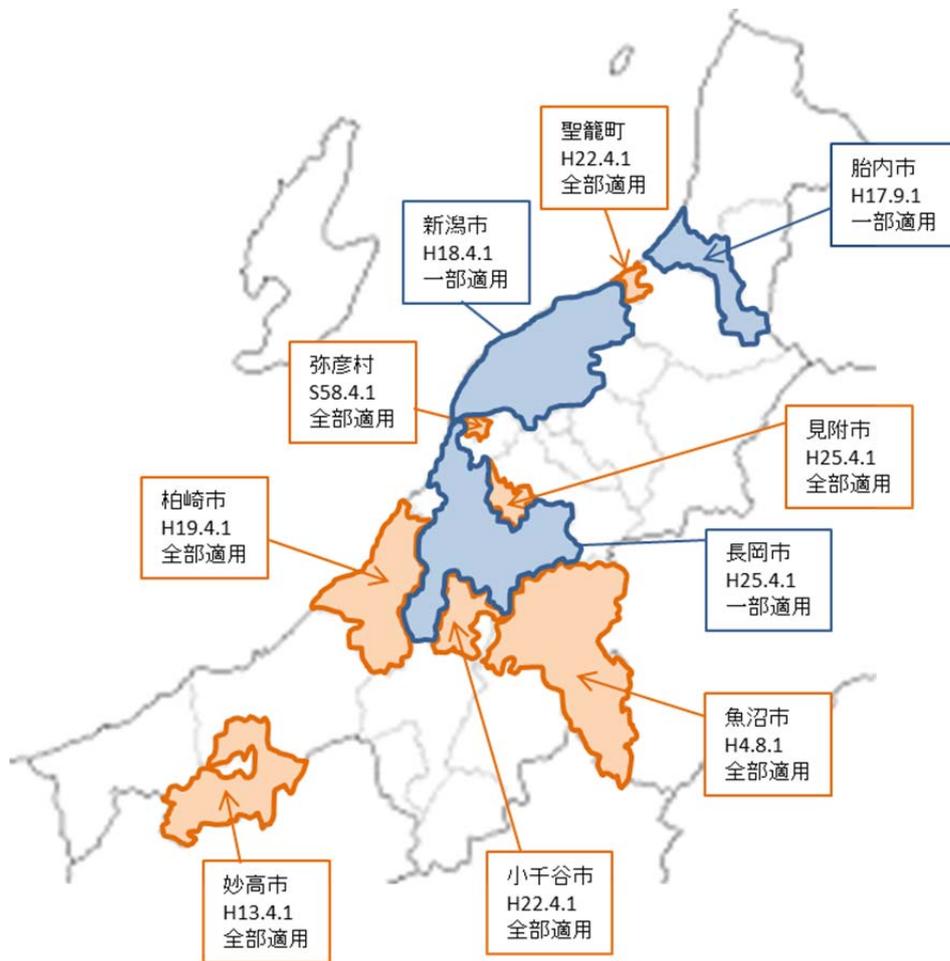


図3.7 新潟県内における地方公営企業法適用事業者

出典：「下水道経営ハンドブック（平成27年）下水道事業経営研究会 編集」

4. 法適用の基本方針

4.1 法適用対象事業

法適用対象事業は、以下の3事業とします。

- (1) 公共下水道事業
- (2) 特定環境保全公共下水道事業
- (3) 農業集落排水事業

現行の下水道部局では、町村合併により旧町村で行っていた各種の汚水処理事業（3事業）を管理運営しています。また将来、人口減少等による各事業間での効率化や最適化を目的として、集約地域の変更や統廃合、汚水処理方式の変更が予想され、同じように法適用しておくことが求められます。以上の事から、3事業を法適用の対象として一体的に管理することにより、経営の効率化を図ることとします。尚、会計は、**公共下水道事業（公共下水道事業・特定環境保全公共下水道事業）**と**農業集落排水事業**の2本立てとなります。

4.2 法適用範囲

(1) 全部適用と一部適用の比較

下水道事業は、条例により「全部適用」又は「一部適用」が選択できる「任意適用事業」となっています。

「全部適用」は財務規定、組織体制、職員の身分について適用しますが、「一部適用」は、財務規定のみを適用します。一般的な比較、事務執行体制上の相違は以下のとおりです。

(表 4.1、表 4.2)

表 4.1 全部適用と一部適用の比較

項目	全部適用	一部適用
定義	地方公営企業法の総則、雑則、下記の条項に準じる。 ◆ 組織（第2章第7条～第16条） ◆ 財務（第3章第17条～第35条） ◆ 職員（第4章第36条～第5章第39条の3）	地方公営企業法の総則、雑則、下記条項に準じる。 ◆ 財務（第3章第17条～第35条）
財務規定	地方公営企業法の財務規定に準じて、一般行政と異なる会計方式（発生主義、複式簿記、損益取引と資本取引に分離した経理等）の採用により経営内容が明確となる。	全部適用の場合と同様である。
組織体制	◆ 原則として管理者を設置する。 ◆ 会計管理者は、会計事務、予算原案の作成・決算の調整、職員人事、契約等の地方公営企業における業務全般の権限を有し、議会の関与や長の指揮監督を必要最小限にとどめ、自らの判断と責任において事業体の運営ができ、企業としての独立性が確保できる。 ◆ ただし、一部の権限（予算調製権、議案提出権、決算の審査、過料（罰の一種）を科す権限等）は長に留保される。 ◆ 企業の具体的な状況に応じて条例を定めることにより管理者を置かないことができる。その場合の管理者の権限は長が行う。	◆ 管理者の権限は長が行う。
職員の身分	◆ 企業職員として地方公営企業法、地方公営企業労働関係法の適用を受ける。 ◆ 労働組合法、最低賃金法、労働基準法の一部が適用対象となる。 ◆ 政治的行為の制限がない。	◆ 一般行政職員と同様に地方公務員法の適用を受ける。 ◆ 政治的行為の制限がある。
経営上の特徴	◆ 議会の関与や長の指揮監督を最小限にとどめ、企業自らの判断と責任において機動的な経営が可能となる。	◆ 財務規定の適用により経理内容が明確となる。 ◆ 組織的には一般行政の一部であり責任及び権限は限られる。

表 4.2 全部適用・一部適用の別による事務執行体制

項目	全部適用		一部適用	
	管理者設置	管理者非設置	会計管理者に 事務委任しない	会計管理者に 事務委任する
事務体制	首 長 管 理 者 企 業 出 納 員	首 長 企 業 出 納 員	首 長 企 業 出 納 員	首 長 出 納 員
出納及び 会計事務	企業出納員	企業出納員	企業出納員	企業管理者
予算調整	管理者が原案作成 首長が調製	首長が調製	首長が調製	首長が調製
決算調整	管理者が調製	首長が調製	首長が調製	会計管理者が調製

(2) 法適用の範囲

組織体制の面からでは、一つの企業体としての組織体制が構築される「全部適用」、また、財政面からは、簡素で効率的な財務運営となる「一部適用」が優位と考えられます。

阿賀野市の規模を勘案すると、組織体制は、従来どおりに長が権限を有して運営するのが現実的あり、また財政面を勘案すると、費用の縮小の面から、職員については事務を分担し、現行どおりの事務分掌が望まれます。

そのために法適用という目的を優先し、スムーズな法適用を行うために、法適用の範囲は「**一部適用**」とします。

なお、今後、上水道部局との統合が行われる時点においては、「全部適用」への拡大適用の検討が必要です。

4.3 法適用期日

下水道事業の法適用にあたり、必要となる準備業務は以下のとおりです。

- (1) 法適用基本計画（基本方針の決定）
- (2) 固定資産調査及び評価
- (3) システム構築
- (4) 法適用事務手続き（他部局との調整、条例・規則等の改廃、新予算調製、打切決算等）

準備業務で、特に時間を要するのが、「固定資産調査及び評価」です。阿賀野市下水道事業が保有する資産は膨大であり、同規模市町村の実績から、「固定資産調査及び評価」は約2年を要します。同時に「システム構築」、「法適用準備事務」を行うため、法適用準備期間として約3年を要します。

以上の法適用準備業務を考慮し、法適用時期は「平成31年4月1日」とします。

以下に概略スケジュール（表4.3）を示します。

表 4.3 法適用準備業務の概略スケジュール

項 目	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
(1) 法適用基本計画				
(2) 固定資産調査及び評価				
(3) システム構築				
(4) 法適用事務手続き				

5. 固定資産の調査・評価

5.1 資産調査・整理

(1) 資産評価の意義

地公企法 第20条第2項

地方公営企業法においては、その財政状況を明らかにするため、すべての資産、資本及び負債の増減及び異動を、その発生の事実に基づき、かつ、適当な区分及び配列の基準並びに一定の評価基準に従って整理しなければならない。

このことから、これから地方公営企業法を適用する公営企業については、必ず資産を一定の基準に沿って整理し、その価値を明確にする必要があります。

そのためには、今までに投下されてきた資金が、有形・無形の資産としてどのような価値を持つ状態で存在し運用されているのか、また、将来どのような費用が生ずるかを明らかにし、さらに公営企業としての経営方針を確立するためにも資産調査を実施する必要があります。

- ① 資産は下水道事業のサービスを実現するための経営資源であり、その価値はサービスの価値を表します。
- ② 資産価額は減価償却費として使用料原価の重要な構成要素となり、明確なアカウントビリティが求められます。

法非適用である阿賀野市の下水道事業（官公庁会計）では、使用料原価は、元金償還費と維持管理費と利子償還費となっています。法適化することにより、元金償還費の代わりに減価償却費が原価に算入されます。

このことから資産調査で求められることは以下に示す内容となります。

- a) 整合性確保（網羅性、合理性）
- b) 運用特性（資産の登録・除却・異動、他システムへの活用）
- c) コスト（調査コスト、運用コスト）

(2) 資産分類

資産は大きく「固定資産」、「流動資産」及び「繰延資産」の3つに分類されます（地公企令第14条）。「固定資産」と「流動資産」の区分は、1年という期間を設定して、その期間内に換金できる資産を「流動資産」、そうでない資産を「固定資産」としています。（ワン・イヤールール）

有形固定資産は、土地、建物、構築物、機械装置、車両運搬具、工具、器具及び備品等の有体物で、取得の形態としては、その大部分を占める建設工事や購入のほかに交換、受贈等があります。

無形固定資産とは、営業活動の基礎となるような、財産的価値のある法律上又は事実上の権利で、阿賀野市では、流域下水道建設負担金が施設利用権として該当します。

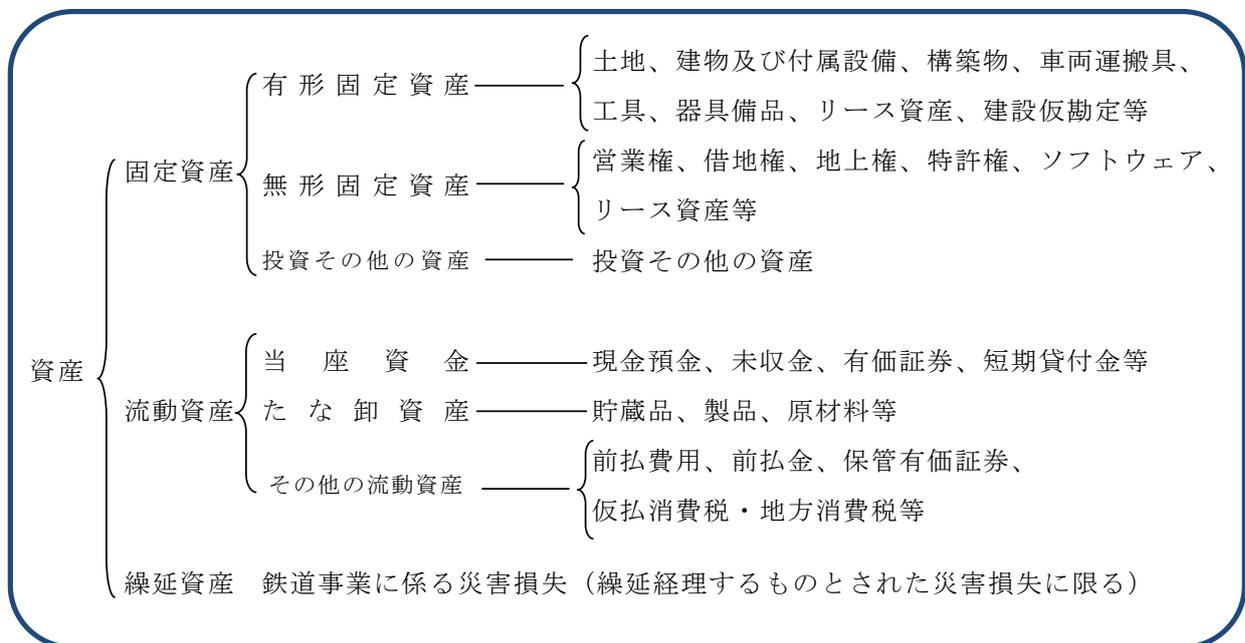


図 5.1 資産の分類

出典：「下水道事業における企業会計導入の手引き（移行対応版）-2015年版-

（社）日本下水道協会発行

(3) 下水道事業における固定資産

下水道事業が所有する主な固定資産は、以下のとおりです。

表 5.1 有形固定資産

区分		説明	
有形固定資産	土地	施設用地	施設用等のための用地等 処理場、ポンプ場用地または、汚水管渠、伏越し用地等施設のために用いる用地
		その他用地	上記以外の用地
		建物	施設用建物
	その他建物		上記以外の建物
	構築物		
		管路施設	管路施設の管渠、人孔、ます等
		処理場施設	処理場の躯体等の施設
		ポンプ場施設	ポンプ場の躯体等の施設
		その他構築物	上記以外の構築物
	機械及び装置		処理場、ポンプ場の機械及び装置やマンホールポンプの機械・電気設備
		ポンプ場用電気設備	ポンプ場の受電設備、現場操作盤等
		処理場用電気設備	処理場の受電設備、現場操作盤等
		ポンプ場用機械設備	ポンプ場の汚水ポンプ等
		処理場用機械設備	処理場の除塵機、曝気装置、ゲート設備等
		その他機械装置	上記以外の機械及び装置
	車両運搬具		自動車、貨物自動車等
	工具、器具及び備品		機械及び装置の付属設備に含まれない工具、器具及び備品で、耐用年数1年以上かつ取得価額10万円以上のもの
	その他有形固定資産		上記以外の有形固定資産

表 5.2 無形固定資産

区分		説明
無形固定資産	流域下水道施設利用権	流域下水道建設に伴う費用を負担し、その施設を利用して公共下水道の排水を処理することができる権利
	その他無形固定資産	上記以外の無形固定資産

5.2 資産整理手法の方針

(1) 資産整理手法の方針

資産整理手法は、地方公営企業会計に必要な最小限のデータ整理（必要最小限）とするか、または法適用により得られた「資産情報」を、アセットマネジメント導入へ向けた「施設情報」、「維持管理情報」と連携させ「事業計画策定」や「財政計画」に最大限貢献できるデータとして整理（付加価値を高める）とするかは、事業主体の判断に委ねられています。

資産整理手法の決定には以下の項目を検討する必要があります。

- ① 既存資料の保管状況
- ② 将来の改築更新に備えた事務作業（異動処理、除却処理）の効率化
- ③ 長寿命化対策、ストックマネジメント、アセットマネジメント導入へのデータ利活用
- ④ 法適用後の資産管理運用の事務作業の効率化

(2) 資産整理方針の比較検討

資産整理手法は、「下水道事業における企業会計導入の手引き（移行対応版）-2015年版-（社）日本下水道協会発行」に次の4手法が示されています。

表 5.3 資産整理手法の比較

項目	標準整理手法	標準整理手法 (下水道台帳等により 実体資産との突合も 行う場合)	詳細整理手法	※参考 簡易整理手法
概要	管路に関しては、工事毎に整理し、処理施設・設備等に関しては、主要機器構成で1資産とする。(1資産の内容を明確にする) 雨水・汚水区分も明確化する。	管路に関しては、工事毎に整理し、処理施設・設備等に関しては、主要機器構成で1資産とする。(1資産の内容を明確にする) 雨水・汚水区分も明確化する。 管路資産や処理場・ポンプ場等の施設資産について下水道台帳（システム OR 紙）等により、実体資産との突合を行う。	管路に関しては、工事・管種口径別延長毎に整理し、処理施設・設備等に関しては、主要機器構成で1資産とする。(1資産の内容を明確にする) 雨水・汚水区分も明確化する。 実体資産を管理するシステムデータを利用して、資産整理を実施する。なお、台帳システムがない場合は、台帳システムを構築することからはじめる。	勘定科目及び耐用年数の区分に沿った資産整理単位で調査・評価を実施する。
主要な調査資料	決算書、決算説明書、工事履歴、設計書、完成図書、下水道台帳、備品台帳、土地台帳、補助申請図書など	決算書、決算説明書、工事履歴、設計書、完成図書、下水道台帳、備品台帳、土地台帳、補助申請図書など	決算書、決算説明書、工事履歴、設計書、完成図書、下水道台帳、備品台帳、土地台帳、補助申請図書など	決算書、決算説明書、工事履歴、決算統計、施設工事設計書
資産整理単位	勘定科目＋工事毎＋施設構成	勘定科目＋工事毎＋施設構成	勘定科目＋工事毎管種口径別延長・設備機器単位	勘定科目
作業の難易度	資産が多様多様となるので、ある程度の専門知識が必要となる。	資産が多様多様となるので、ある程度の専門知識が必要となる。	資産調査に加えて台帳作成を行うために完成図書などを理解する知識が求められる。	工事台帳や設計書程度の資料を基に作業を行うので特に専門的な知識は必要としない。
作業期間 (資産調査の作業期間)	やや長期 (1～2年)	長期 (2～3年)	長期 (約2～3年)	短期間 (約1年)
直営での作業の可能性	直営でもできるが組織体制を整える必要がある。日常業務への負担が大きい。	直営でもできるが組織体制を整える必要がある。日常業務への負担が大きい。	台帳作成に関する部分は委託する必要がある。	直営でもできる。委託した場合でも安価。
委託費	やや高め	高め (突合作業)	高め (+台帳システム導入費)	安い
資産数	やや多	やや多	多	少

項目	標準整理手法	標準整理手法 (下水道台帳等により 実体資産との突合も 行う場合)	詳細整理手法	※参考 簡易整理手法
減価償却費・ 長期前受金 戻入の観点	資産の括りが実体とある程度一致する考え方であるため、特に問題はない。長期前受金戻入についても、資産毎で整理するため問題はない。	左記同様	標準整理手法と同様	資産の括りが大きいいため、実体とそぐわない。そのため、経理上の資産と実体資産が乖離していくことが考えられる。長期前受金戻入についても、同様である。
異動処理 などの対応 (除却など)	比較的簡単に除却資産の特定が行える。(工事情報などから)	台帳の情報を活用できるため、確実な除却資産特定が可能となる。	台帳システムの情報を活用できるため、確実な除却資産の特定が可能となる。	除却資産の特定が難しい。
新規資産の 登録などの 運用	やや簡単	台帳等の新規情報構築の運用が必要。	台帳等の新規情報構築の運用が必要。	台帳等の新規情報構築運用が必要。 ※法適用後の資産登録は、標準又は詳細整理手法による整理が必要。
総括	処理場資産については、詳細整理手法と同等の考え方で整理するため資産の内容が明確となる。管きよについては、下水道台帳等により実体資産との突合を行わないため、除却資産の特定等において苦慮することが考えられる。なお、法適用に下水道台帳と突合をすることも対応は可能。	処理場、管路ともに実体資産との突合せが行われているため、法適用後に除却した固定資産を固定資産台帳から特定することが容易となり、固定資産台帳の管理において登録資産と実体資産の間で乖離が生じにくい。	処理場、管路ともに実体資産との突合せが行われているため、法適用後における固定資産台帳の管理において登録資産と実体資産の間で乖離が生じにくい。また、管路の資産単位が管種口径別になっているため、アセットマネジメントへの活用も考えられる。ただし、法適用後の固定資産台帳の管理が重要である。	調査・整理には時間とコストはかからないが、法適用後の運用において、実体資産と固定資産の乖離が発生することが懸念される。

出典：「下水道事業における企業会計導入の手引き（移行対応版）-2015年版-
(社)日本下水道協会発行」

(3) 資産整理方針の決定

阿賀野市の資産整理手法は、資産台帳データのアセットマネジメント導入へ向けた有効活用を考慮して、「**詳細整理手法**」を基本に整理することとします。詳細整理手法にしておくことで、耐用年数ごとの取替え資産の集計や当時の取得金額が把握でき、改築・更新事業費の参考とすることも可能となり、資産台帳データの有効活用が図れます。

管路施設の資産整理作業フローを図5.2に示します。ただし、過去の資料(工事台帳、設計書)が無いものについては、標準整理手法または簡易整理手法となります。

また、処理場・ポンプ場施設の資産調査作業フローを図5.3に示します。

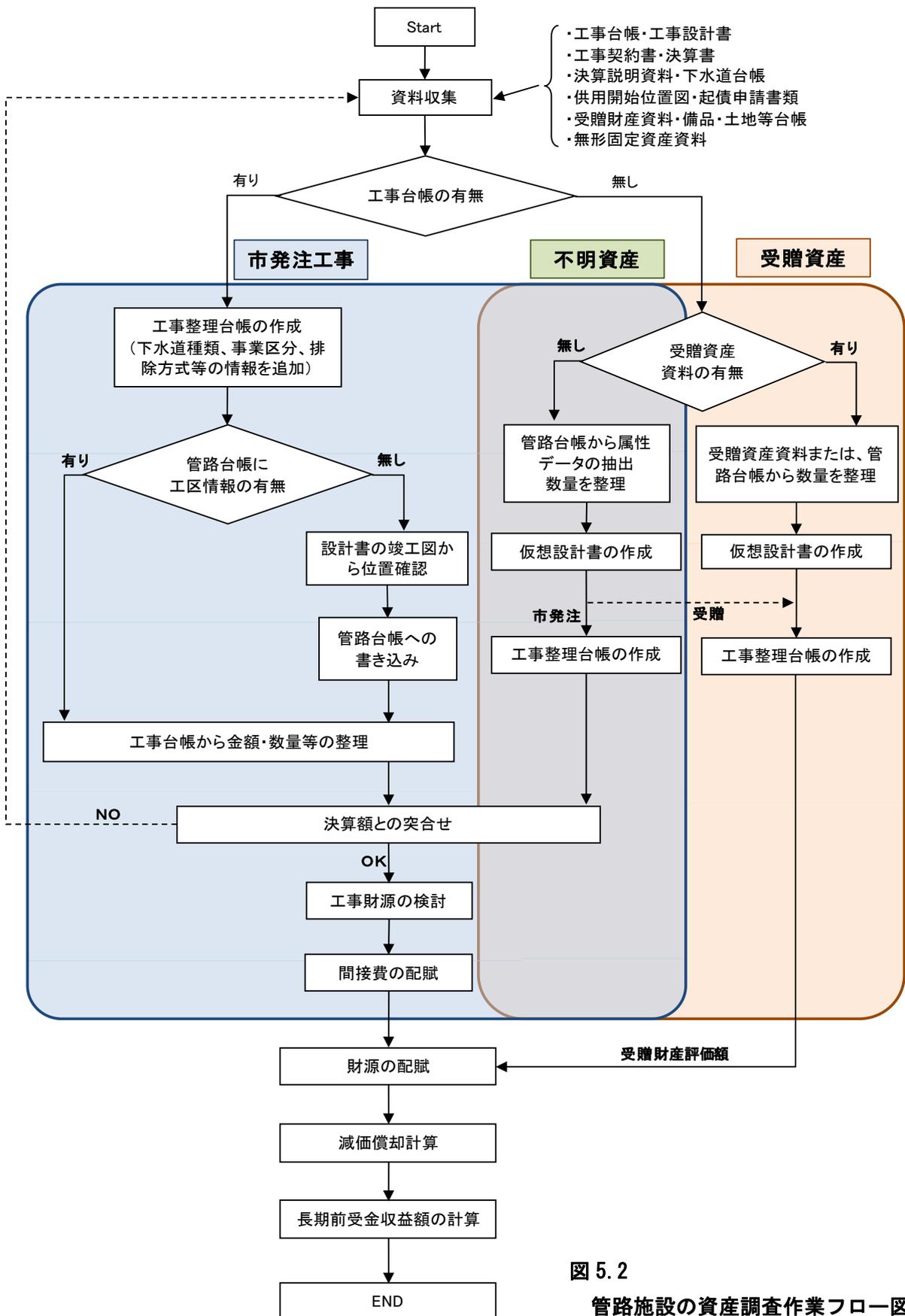


図 5.2
管路施設の資産調査作業フロー図

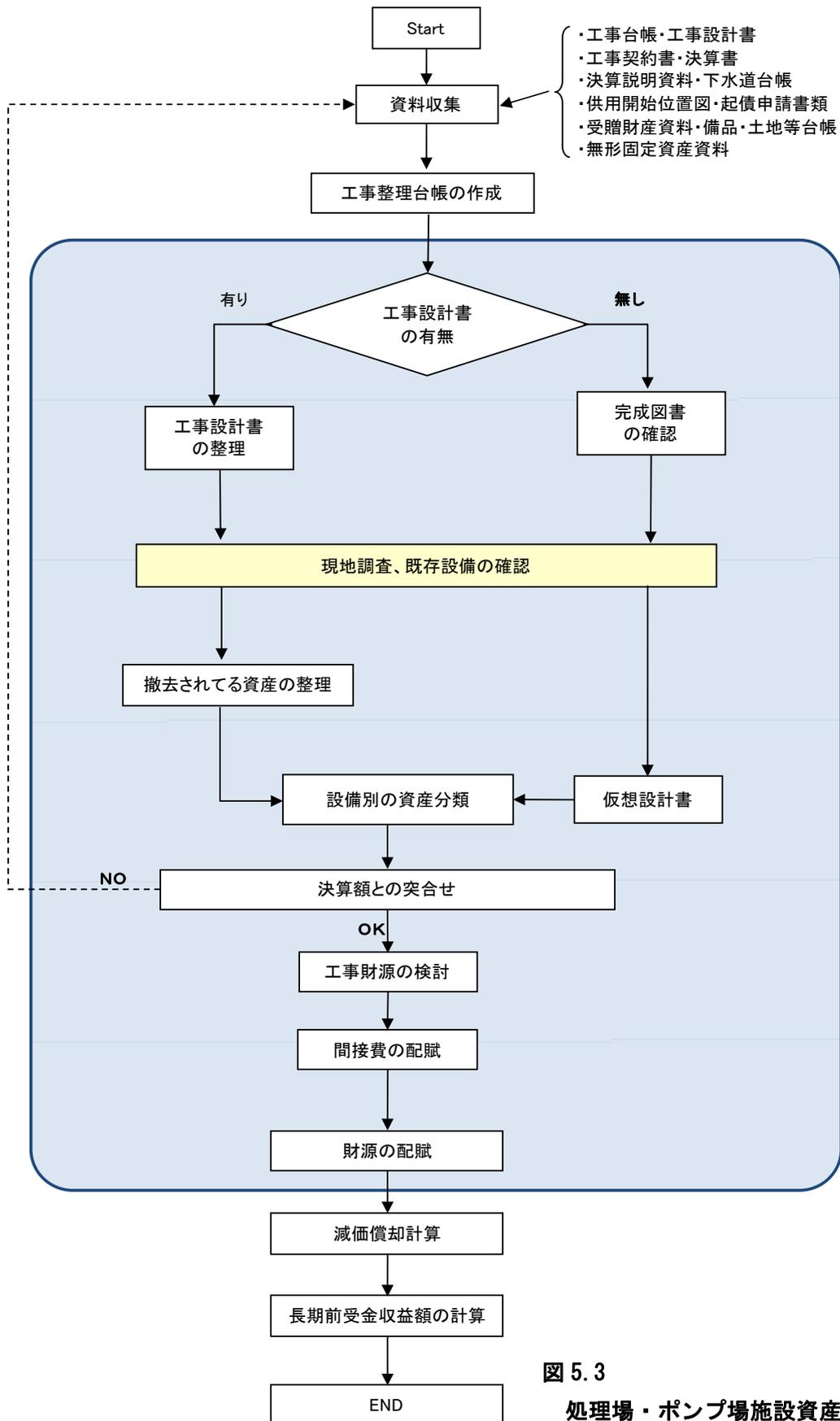


図 5.3 処理場・ポンプ場施設資産調査作業フロー図

5.3 帳簿価額の算定方法

資産を評価するとは、各々の詳細資産に対する管理基準を定めることと、下水道事業としての特質からも考慮されなければなりません。例えば、補助金の取り扱いや計算の手法等の方針を決定する必要があります。ここではその評価方針について述べます。

(1) 間接費の整理

建設投資に要した費用（建設投資総額）は、直接費と間接費に分離されて整理され、また直接費は、工事請負額と直接経費である委託料や負担金等に分けられます。また、工事請負額には、管渠工事や処理場建設工事等の直接資産を形成した工事（以下、本体工事または本体資産という）と、〇〇路面復旧工事や〇〇付帯工事等の資産を形成しない工事（以下、付帯工事という）に分けられます。これら直接費のうち、本体工事以外の付帯工事も資産形成に投資した経費として整理のうえ、加算しなければなりません。

一方、資産形成に間接的に発生する経費に事務費（人件費）がありますが、これらの間接費も資産形成に必要とする経費であり、加算する必要があります。

以上の間接費には、直接工事を補完させる ①付帯工事請負額 と、これら請負工事を補完させる委託料等の ②直接費 の他に ③事務費等の経費 を間接費と称し、これら間接費は本体資産に配分するものとします。図 5.4 にその関係を示します。

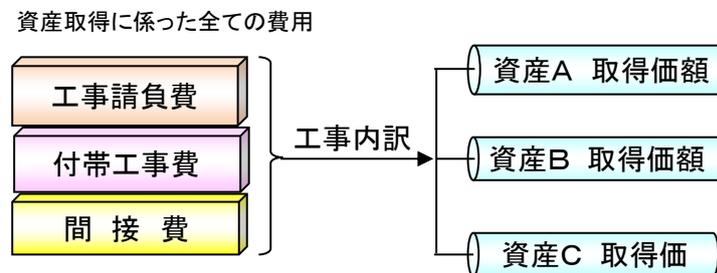


図 5.4 間接費の整理と取扱い

(2) 財源の整理

固定資産の取得に要した価額とその財源内訳を整理します。当該固定資産を取得後に公営企業会計に移行した場合には、移行時における価額とその財源内訳となります。（基本的に、最初に取得に要した価額から公営企業会計移行時までの減価償却相当額を控除した価額となります。帳簿原価と耐用年数を基に毎年度の減価償却額が決定され、取得財源のうち長期前受金の額と耐用年数を基に毎年度の戻入額（収益化額）が決定されることから、帳簿原価と取得財源は財務諸表を作成する上での必須情報の一つです。

(3) 耐用年数

資産内容のうち、金額を取り扱う要素として耐用年数は「法定」の耐用年数が基本で地方公営企業の場合、地方公営企業法によって定められている年数を使用することになります。

法的な経済指標には「地方公営企業法」の定める耐用年数を基本とするが、将来的なアセットマネジメント導入へ向けた資産情報の有効活用として、「地方公営企業法」の定める耐用年数以外の技術的な耐用年数も存在することから、それらの耐用年数への対応も考慮しておく必要があります。

(4) 取り扱う法定耐用年数

地方公営企業法を適用する企業が使用しなければならない耐用年数は下記によります。

- 地方公営企業法施行規則第 14 条及び第 15 条 別表第 2 号
(平成 24 年 12 月 25 日 総務省令第 107 号)
- 地方公営企業法の適用を受ける簡易水道事業等の勘定科目等について、別紙 2
(平成 24 年 10 月 19 日 総財公第 99 号)

(5) 残存価額

残存価額とは、耐用年数の経過後にその資産を処分することによって回収することが予想される額のことをいいます。公営企業会計の場合、有形固定資産については一律、帳簿原価（取得価額）の 10%、無形固定資産は零となっています。

- ① 有形固定資産 -----> 定額法 ----> 帳簿原価の 10%とする（地公企則第 15 条第 1 項）
- ② 無形固定資産 -----> 定額法 ----> 帳簿原価の 0%とする（地公企則第 16 条第 1 項）

(6) 償却限度額

減価償却の限度額については、原則として、有形固定資産は帳簿原価（取得価額）の 100 分の 95、無形固定資産は 100 分の 100 となっています。

- ① 有形固定資産 -----> 帳簿原価の 95%
- ② 無形固定資産 -----> 帳簿原価の 100%（この表現は①との関連で示すのみ）
- ③ 取替資産 -----> 帳簿原価の 50%（この表現は①との関連で示すのみ）

(7) 減価償却の方法

減価償却の計算手法には、以下の2通りの計算方法があります。

① 定額法

定額法は、帳簿原価（取得価額）から(5)で述べた残存価額を控除した額に、地公企則 別表第4号に定める率（償却率）を乗じて算出した額を減価償却費とするもので、この場合、減価償却費は毎事業年度同額となります。

したがって、定額法は、一般に資産の価値の減耗が利用度に伴う機能低下よりも、時の経過に伴って平均的に減少する建物、構築物等に適合する償却方法とされています。

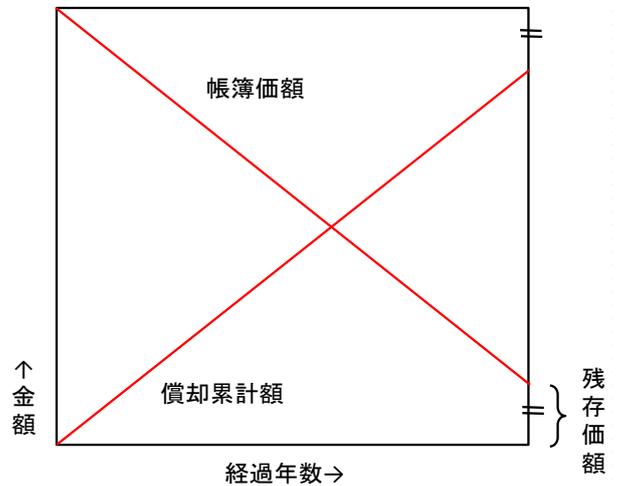


図 5.5 定額法による減価償却イメージ図

$$\text{償却額} = (\text{帳簿原価} - \text{残存価額}) \times \text{償却率}$$

※償却率：地公企則 別表第4号

② 定率法

定率法は、帳簿価額（帳簿原価－減価償却累計額）に則別表第4号の償却率を乗じて減価償却費を算出する方法です。資産の使用開始当初の減価償却費が多額となり、徐々に減少していくことになります。

このことから、機械装置、車両運搬具のように、一般に資産の価値減耗が主として機能的減少によるものの償却方法に適しているとされています。

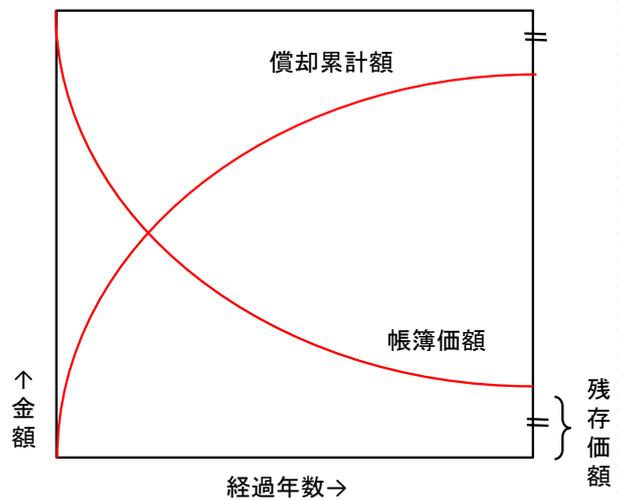


図 5.6 定額法による減価償却イメージ図

$$\text{償却額} = \text{帳簿価額} (\text{帳簿原価} - \text{減価償却累計額}) \times \text{償却率}$$

※償却率：地公企則 別表第4号

地方公営企業法では、以下のとおり定められています。

- a) 有形固定資産 → 定額法または定率法（ただし、平成 10 年 4 月 1 日以降に取得した建物については、定額法）
- b) 無形固定資産 → 定額法
- c) 取替資産 → 取替法（水道事業における量水器等）

有形固定資産については、どちらの償却方法を適用するのか、それぞれの減価償却の特性と資産の実態とを勘案の上決定するが、料金算定の基礎となる費用を算出するという観点から、最も実績の多い「定額法」を採用します。

(8) 帳簿価額の把握

法適用時における帳簿原価（取得価額）等を把握するため、法適用の日の前日までの減価償却累計額に相当する額（減価償却累計相当額）を算出し、取得価額から差し引きます。

① 再評価基準日前に取得した資産の帳簿価額の算出

再評価基準日前に取得した資産については、昭和 27 年 4 月 1 日現在において、再評価規則（地方公営企業資産再評価規則、昭和 27 年 9 月 29 日）に定めるところにより再評価を行い、再評価基準額を算出し、この再評価基準額から昭和 27 年度以降法適用日までの経過年数に応じた減価償却費の累計額を差し引いた額を帳簿価額とします。

② 再評価基準日後に取得した資産の帳簿価額の算出

再評価基準日後（昭和 27 年 4 月 1 日以降）に取得した資産については、取得価額から取得年度の翌年度以降法適用日の属する年度の前年度までの経過年数に応じた減価償却費の累計額を差し引いた額を帳簿価額とします。

阿賀野市においては再評価基準日（昭和 27 年 4 月 1 日）前に取得した資産は無いので、すべて②のケースに該当します。

6. 資料の保管状況

6.1 決算書の保管状況

決算書については、表 6.1 のとおり保管が確認されています。

表 6.1 決算書の保管状況

旧市町村	資料の有無・状態		年度	管理部署	保管場所	備考
旧安田町	有	紙	S63 ~ H15	会計課・財政課	安田支所	
旧水原町	有	紙	H06 ~ H15	議会事務局	本庁議会事務局	
旧京ヶ瀬村	有	紙	S51 ~ H15	会計課・財政課	京ヶ瀬支所	
旧笹神村	有	紙	S51 ~ H15	会計課・財政課	笹神支所	
阿賀野市	有	紙	H16 ~ H26	会計課・財政課	上下水道局	

6.2 工事台帳の保管状況

工事台帳については、表 6.2 のとおり保管が確認されています。

表 6.2 工事台帳の保管状況

旧市町村	資料の有無・状態		年度	管理部署	保管場所	備考
旧安田町	なし	—	—	—	—	
旧水原町	なし	—	—	—	—	
旧京ヶ瀬村	なし	—	—	—	—	
旧笹神村	なし	—	—	—	—	
阿賀野市	有	紙	H16 ~ H26	上下水道局	上下水道局	

6.3 設計書の保管状況

設計書については、表 6.3 のとおり保管が確認されています。

表 6.3 設計書の保管状況

下水道種別	資料の有無・状態		件数	管理部署	保管場所	備考
公共	有	紙	1068 件	上下水道局	安田浄化センター	
	有	紙	80 件	上下水道局	京ヶ瀬支所	
	有	紙	8 件	上下水道局	笹神支所	
	有	紙	82 件	上下水道局	上下水道局	
農集	有	紙	263 件	上下水道局	安田浄化センター	
	有	紙	0 件	上下水道局	京ヶ瀬支所	
	有	紙	0 件	上下水道局	笹神支所	
	有	紙	1 件	上下水道局	上下水道局	
合計			1502 件			

7. 法適用準備事務の概要

「法適用」の準備事務には、法適用の具体的事務手続（以下「法適用事務」という）とその手続を行うために、また法適用後の事務方針（以下「事前準備事務」という）の決定を行う事務の2系統に大別することができます。

(1) 資産・負債・資本の把握

①資産分類基準の作成、②資産の調査、③資産台帳の作成、④財源の整理、⑤負債の整理等資産の把握と評価業務で、開始貸借対照表に定める評価数値の算出です。

「法適用」準備業務のうちでは最も時間と労力を必要とする業務であり、資料の調査により資産整理の方法や方針を確立のうえ実際の調査に取りかかることが必要です。

(2) 資産管理および財務会計処理システムの構築（「8. システム構築」で後述する）

現行の官庁会計にはこの事務はなく、今回の「法適用」によって新たに生ずる事務です。

阿賀野市の規模では到底手作業では対応できるものではなく、コンピュータシステムによって処理しなくてはならないので、資産情報管理システムと財務会計システムの構築は必須条件となります。なお財務会計システムも順次機能の拡張によって対応可能とすることの方が得策の場合がありえるので「法適用」時におけるシステム内容の範囲決めも必要であると考えられます。

(3) 他部局等との調整

財政担当部署、出納担当部署が主な調整先と考えられるが、条例・規則等の制定・改正においても調整が必要となります。

- ① 財政担当部署との調整内容の主な項目を下記に示します。
 - a) 公費・私費の負担区分（使用料設定方針）
 - b) 一般会計繰入金の検討
 - c) 予算編成、査定
 - d) 予算決算事務等
 - e) その他
- ② 出納担当部署との調整内容の主な項目を下記に示します。
 - a) 支払事務の取扱
 - b) 資産管理、資金運用
 - c) 決算事務
 - d) 出納・収納取扱金融機関
 - e) その他

- ③ その他
 - a) 組織、分掌事務
 - b) 工事契約、物品購入
 - c) 給与
 - d) 財産管理、車両管理
 - e) 監査、検査等
 - f) その他

以上は法の全適用の場合ですが、財務のみの適用であっても全ての項目にわたって確認を必要とする項目であると考えられます。

(4) 条例・規則等の制定・改正（「9. 条例・規則等の制定・改正について」で後述する）

下水道事業に法の適用をする場合に、条例等の制定や改正を行わなければなりません。条例の制定には法第2条第3項による「法の財務規定等を適用する旨」の条例や、法第34条の2、規則第1条による「会計事務の処理の特例に関する規則」の制定は不可欠で、他の条例の改正または廃止の事務も必要となります。

(5) 法適用準備体制の整備

企業会計事務が新しく増加することは明白であり、会計に精通した職員の配置は必須です。また法適用の精神から高効率な企業的経営を目指すとする、新事業形態として出発するには新しい組織の形態をも検討して、実行すべき時期でもあると考えられます。

法適用する場合のプロジェクトチームを発足する場合には、以下とおり、それぞれの業務に精通した職員をメンバーとすることとします。

- ① 総括
法適用事務全般に係る全ての作業統括、スケジュール調整、各種協議、議会資料作成、法適用後の経営や運用体制の計画等を担当します。
- ② 施設管理担当
資産整理作業における資料の確認を担当します。処理場施設、管渠施設等の施設管理に精通した職員とすることとします。
- ③ 会計担当
法適用時の会計処理を行います。既に法適化している水道の経理担当を含めることとします。
- ④ システム構築担当
新たに構築する企業会計システム、固定資産管理システムの計画、導入を担当します。

(6) 業務体系の整備

「法適用」によって業務の内容に変化が生じ、高効率な企業経営を目指すのであれば、業務体系を見直すには絶好の機会でもありと考えられます。組織体系と合わせて合理化を図ることが理想といえます。

(7) 出納・収納取扱金融機関の指定

出納および支払事務の一部を取り扱う金融機関の指定が必要です。

(8) 資産・会計処理以外のシステムの検討構築

「法適用」のスタートに合わせ、業務に電算化の採用を図る自治体が増加しつつあります。あらゆる業務へのITの活用は法適用の時期だけでなく継続的に実施し、事業効率の向上を図らなければなりません。

(9) 開始貸借対照表の作成

「法適用」の日から発生主義に基づく経理が行われ、帳簿整理が行われることになるので適用の日時点における「開始貸借対照表」を作成しておかなければなりません。この基となる業務が前項の(1)資産・負債・資本の把握業務であり、本表が作成できれば「法適用」の業務は概ね完了です。

(10) 新予算の調製

「法適用」年度より企業会計方式により調製することとなります。

(11) 打切決算

「法適用」にあたり従来の官庁会計を精算し、新たに公営企業として特別会計に引き継ぐ必要があります。そのため法適用日の前日をもって従前の特別会計の会計年度を終了します。いわゆる打切決算が必要です。

(12) 財務に関する経過措置

法適用日の前日をもって出納は閉鎖し、従前のような出納整理期間は存在しません。このため歳入不足が生じることとなって一時借入金に対応処置が必要となります。また未収金や未払金の予算処置等の経過措置事務の確立が必要です。

(13) 収入役から長への事務引継

法適用の日から 10 日以内と定められています。

(14) 総務大臣への報告

下水道事業へ地方公営企業法を適用する場合は、遅滞なくその旨を総務大臣へ報告しなければならないこととなっています。

8. システム構築

8.1 システム導入の方針

(1) システム構築の必要性

阿賀野市の下水道事業が地方公営企業会計に移行すると共に、従来の官庁会計より企業会計方式へ変更されます。地方公営企業法の規定のうち財務規定等を適用予定であり、従来の官庁会計のシステムは部分的に使用することにはなりますが、企業会計方式の新たな事務処理が発生します。それら煩雑かつ膨大な伝票処理を手作業でこなすことは非効率であり、会計処理のための新たな会計システム構築が効果的です。

資産評価の面でも、過年度分の資産は約40年間分という膨大なものです。この膨大な資産を管理し、減価償却して適正な費用を算出するためには、コンピューターでの計算が効率的です。

(2) システム構築方針

構築を行うシステムは、日々の会計処理のための企業会計システムと、資産管理のための固定資産管理システム、さらに設備管理のための設備台帳システムの3つのシステムとなります。

企業会計システム構築方針として下記の4点を基本とします。

- ① パッケージシステムの利用を前提とすること
 - ・多くの稼働実績を持つ十分な機能を持ったパッケージシステムを採用することにより、開発費用および期間、導入作業工数の軽減を図ることとします。
 - ・プラットフォーム（NOS、DBMS等）の急速な変化に伴う品質保証の確保と法改正等に対する迅速な対応をパッケージシステムのバージョンアップにより可能であるものとしします。
 - ・標準的な機能追加については、パッケージシステムの定期バージョンアップにて対応可能であるものとしします。
- ② 安全性、拡張性のあるシステムであること
 - ・本稼働後の運用ニーズに合わせ、クライアント台数の追加、運用方法の変更等が容易にできるものとしします。
 - ・サブシステム（契約事務情報システム等）の拡張が、本稼働後も導入済みシステムの稼働に影響無くスムーズに行えるものとしします。
- ③ 「公営企業の経理の手引」に則ったシステムであること
 - ・地方公営企業制度研究会編「公営企業の経理の手引」の内容に則ったシステムであるものとしします。
- ④ データの外部出力（CSV等）やデータ加工が容易にできること
 - ・システムデータの二次利用を可能とするため、データのCSV形式等の取り出しが実現できるものとしします。

(3) 企業会計システム基本機能

基本的に次に示す機能を有するものとします。

① 予算編成・予算書作成（補正予算処理含む）

- a) 予算単価の設定が可能なこと。
- b) 予算要求入力が必要なこと。
- c) 見積要求書の作成が可能なこと。
- d) 前年度予算要求内容を修正する入力方法があること。
- e) 予算要求書、査定資料等への前年度決算見込額の登録・表示が可能なこと。
- f) 予算要求書、査定資料等への前々年度決算額の表示が可能なこと。
- g) 予算査定が複数回行えること。
- h) 消費税計算書の作成が可能なこと。
- i) 予算の実施計画書（目レベル）の作成が可能なこと。
- j) 予算の実施計画書の作成が可能なこと。
- k) 資金計画書の作成が可能なこと。
- l) 予算から仕訳を作成することにより予定貸借対照表（当年度分）の作成が可能なこと。
- m) 決算見込の仕訳を作成することにより予定損益計算書（前年度分）の作成が可能なこと。
- n) 決算見込の仕訳を作成することにより予定貸借対照表（前年度分）の作成が可能なこと。
- o) 支出負担行為レベルでの予算残額の管理ができること。
- p) 予算残の管理は、細節または細々節でできること。
- q) 予算流用が可能なこと。
- r) 予備費充用が可能なこと。
- s) 予算繰越が可能なこと。

② 執行（支出、収入）管理

- a) 支出負担行為処理機能を有していること。
- b) 複数科目による予定支出負担行為、支出負担行為処理を行えること。
- c) 支出負担行為、執行額（未払計上額）、支出済額の管理ができること。
- d) 調定額（未収金計上額）、収入済額の管理が可能なこと。
- e) 支出予算差引簿の作成、管理が行えること。
- f) 支払予定日の登録が行えること。
- g) 支払伝票の作成が可能なこと。
- h) 振替伝票の作成が可能なこと。
- i) 口座振替による支払が可能なこと。
- j) 戻入の機能を有していること。
- k) 科目更正の機能を有していること。

- l) 資金前渡・前金払の機能を有していること。
- m) 調定処理を行えること。
- n) 収入予算差引簿の作成、管理ができること。
- o) 納入通知書（再発行を含む）の作成が可能なこと。
- p) 収入伝票の作成が可能なこと。
- q) 収納（消込）処理が行えること。
- r) 特定収入額の管理が可能でかつ納税計算に反映できること。

③ 月次・決算管理

- a) 総勘定元帳の作成、管理が行えること。
- b) 日計表の作成が行えること。
- c) 決算報告書の作成が行えること。
- d) 損益計算書の作成が行えること。
- e) 貸借対照表の作成が行えること。
- f) 剰余金計算書又は欠損金計算書の作成が行えること。
- g) 収益費用明細書（決算附属書類）の作成が行えること。
- h) 消費税計算書の作成が行えること。
- i) 合計残高試算表（例月出納監査用）の作成が行えること。
- j) 資金予算表（例月出納監査用）の作成が行えること。
- k) 予算執行状況表（節レベル）の作成が可能なこと。
- l) 予算執行状況表（事業別）の作成が可能なこと。
- m) 比較損益計算書の作成が可能なこと。
- n) 比較貸借対照表の作成が可能なこと。
- o) 経営分析表（資産・負債・資本に関する比率等）の作成が可能なこと。

④ 継続費・債務負担行為管理・事業別予算管理

- a) 継続費に関する調書の作成が可能なこと。
- b) 債務負担行為に関する調書の作成が可能なこと。
- c) 継続費の逐次繰越が可能なこと。
- d) 継続費繰越計算書の作成が可能なこと。
- e) 継続費精算報告書の作成が可能なこと。
- f) 事業別予算管理（予算編成、予算残管理）にも対応可能なこと。

(4) 固定資産管理システム基本機能

基本的に次に示す機能を有するものとします。

- ① 工事情報が整理される。
- ② 請負額情報と間接費情報は明確に区別され処理できる。
- ③ 企業会計移行後においても建設時の情報が明確にされている。
- ④ 資産ごとの財源整理ができる。また、長期前受金計上額、収益化額が算出できる。
- ⑤ 資産分類と耐用年数は標準的耐用年数表（国土交通省）も処理可能とする。

また工事台帳としての機能を有し、次に示す工事情報を処理できるものとします。

- ① 整理番号
- ② 工事番号
- ③ 工事名称
- ④ 工事（場所）地名
- ⑤ 施工業者名
- ⑥ 工事開始年月日
- ⑦ 工事完了年月日
- ⑧ 設計本工事費額
- ⑨ 請負額
- ⑩ 消費税額
- ⑪ 工事区分（補助、単独、採納の別程度）
- ⑫ 汚水、雨水、合流の区分

(5) 設備台帳システム基本機能

基本的に次に示す機能を有するものとします。

- ① データ登録
 - a) 基本情報登録が行えること。
 - b) 属性情報登録が行えること。
 - c) イメージ登録が行えること。
- ② 検索集計
 - a) 階層検索が可能なこと。
 - b) 設置場所検索が可能なこと。
 - c) 条件検索が可能なこと。
- ③ 調書出力
 - a) 設備台帳の出力が可能なこと。
 - b) 機器名称一覧の出力が可能なこと。

9. 条例・規則等の制定・改正について

地方公営企業法施行令第8条において、法適用について必要な事務手続きを法適用の日前において行うことができ、その場合においてこれらの行為はまだ設置されていない管理者に代わって長が行うことができるとされています。その事務の一つが条例・規定等の制定、改正です。

整備しておかなければならない条例・規定等について以下に示します。

表 9.1 条例等の整備一覧表（案）

編	条例項目	財務適用の場合 に検討が必要
公営企業	組織	
	設置等に関する条例	○
	公営企業分課規程	—
	公営企業専務専決規程	—
	公営企業文書取扱規程	—
	公営企業公印管理規程	—
	公営企業庁舎等管理規程	—
	その他組織に関する規程	—
	人事	
	企業職員就業規程	—
	その他就業に関する規程	—
	給与等	
	企業職員の給与の種類及び基準を定める条例	—
	企業職員の給与に関する規程	—
	企業職員等の旅費支給規程	—
	企業職員被服等に関する規程	—
	財務会計	
	公営企業会計規程	○
	その他経理に係る規程	○
	下水道	
	下水道条例	既存
	下水道条例施行規程	既存
	その他下水道事業運営に関する規程	既存

10. 職員の研修体制

法適用後の事務を円滑に行うために、企業会計の理念、新予算編成、資産管理そして新規導入される企業会計システム及び台帳システムの操作について職員に対する研修を予定します。

10.1 研修内容

研修の主な内容、目的、対象者は次に示すとおりとします。

① 固定資産評価方法

企業会計移行作業における資産の評価作業を職員が一部担うことにより、より企業会計のしくみを理解することを目的とします。 【下水道担当全職員対象】

② 企業会計の理念

企業会計の概要と理念、法適用した場合の効果等を理解してもらい、企業会計化への理解と経営意識の向上を図ります。 【下水道担当全職員対象】

③ 新予算編成及び決算

法適用後の新予算作成手法、並びに決算処理について、企業会計システム操作を含めた理解を図ります。 【経理担当職員対象】

④ 資産管理

資産管理の必要性、作業手順について、固定資産管理システム操作を含めた理解を図ります。 【下水道担当全職員対象】

⑤ 企業会計システム操作

企業会計システム及び台帳システムの機能について、各々操作の説明を行います。

【下水道担当全職員対象（システム使用者）】

これら研修は専門技術者による実施を予定します。企業会計の理念や新予算編成及び決算については公認会計士、固定資産評価方法及び資産管理については企業会計を熟知した専門技術者、企業会計システム及び台帳システム操作についてはシステム開発担当者による必要があります。

資産予算編成や資産管理とシステム操作は当然企業会計システムを使用する作業となるため双方を見据えた内容とする必要があります。

10.2 実施時期

研修の実施時期は、その内容によって決まります。表 10.1 に実施予定時期とその理由をまとめます。表 10.2 には時系列的に職員研修の実施スケジュールを示します。

表 10.1 研修実施予定時期とその理由

内容	実施時期	理由
固定資産評価方法	平成 28 年度 6～7 月頃	市の職員が資産評価を始める時期。
企業会計の理念	移行前年度 5～7 月頃	具体的な予算編成等が始まる前、移行前年度で異動による影響が少ない。
新予算編成及び決算	移行前年度 9 月頃	12 月議会上程に向けた予算編成前の時期。
資産管理	移行前年度 10 月頃	過年度資産整理結果が出た後でシステム操作研修に合わせる。
企業会計システム操作	移行前年度 3 月頃	企業会計の機能は法適後の日々の業務に直結するためシステム構築後、随時操作可能な状態とする。

表 10.2 職員研修の実施スケジュール

内容	平成28年度												平成29年度	平成30年度												平成31年度法適用	
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3		
固定資産評価方法																											
企業会計の理念																											
新予算編成及び決算																											
固定資産管理																											
企業会計システム操作																											

11. 法適用実施スケジュール

以下に、法適用実施スケジュール（案）を示します。

表 11.1 法適用実施スケジュール（案）

作業項目	平成28年度												平成29年度												平成30年度												平成31年度						
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7			
1. 固定資産調査及び評価																																											
① 資料収集・整理（設計書、他）	■																																										
② 決算書の整理	■																																										
③ 固定資産情報の検討整理（管路施設）	■												■																														
④ 固定資産情報の検討整理（処理場施設）	■												■																														
⑤ 固定資産情報の検討整理（その他）	■												■																														
⑥ 間接費及び財源の検討整理、減価償却計算													■												■																		
⑦ 資産管理基図作成													■												■																		
⑧ 現地調査（処理場）													■												■																		
2. システム構築																																											
① 企業会計システム構築																									■												■ 運用						
② 台帳システム構築																																											
・ 固定資産管理システム構築													■																														
・ 設備台帳システム構築													■																														
③ 台帳システムデータ入力																																											
・ 固定資産管理システムデータ入力													■												■																		
・ 設備台帳システムデータ入力													■												■																		
3. 法適用事務手続き																																											
② 関連部局との調整事項整理													■												■																		
③ 条例・規程等の制定・改正													■												■																		
④ 金融機関の指定等																									■																		
⑤ 新予算編成																																											
・ 予算科目、勘定科目の検討													■												■																		
・ 予算案の検討													■												■																		
・ 予算要求作成													■												■																		
・ 予定開始貸借表の作成													■												■																		
⑥ 打切り決算																																					■ 打切り決算						
・ 予算繰越し等の確認、調整													■												■																		
・ 出納閉鎖と決算作成													■												■												■ 出納閉鎖						
・ 未収金、未払金の把握													■												■																		
⑦ 事務引き継ぎ																																					■ 4/10以内						
⑧ 税務署への届出																																											
⑨ 総務大臣への報告																																											

12. 法適用後の財政シミュレーション

以下に、作成した概略財務諸表を示します。

【作成条件】

- (1) 法適用日は平成 27 年 4 月 1 日、平成 27 年度決算を想定。
- (2) 資産取得価額、財源は、決算書から算出。
- (3) 平成 27 年度の金額は補正後の同年度予算書の内容を計上。
- (4) マンホールポンプ場の資産について、決算書では機械・電気の資産の区分を把握できないため、管路施設で整理。
- (5) 間接費、財源は、年度の建設改良に係る費用の比率で按分配賦。
- (6) 資産の除却は未考慮。

【作成財務諸表】（次頁以降に添付）

公共

- ① 予定開始貸借対照表
- ② 予定決算貸借対照表
- ③ 損益計算書
- ④ キャッシュフロー計算書

農集

- ⑤ 予定開始貸借対照表
- ⑥ 予定決算貸借対照表
- ⑦ 損益計算書
- ⑧ キャッシュフロー計算書

公共

平成27年度
阿賀野市公共下水道事業予定開始貸借対照表
(平成27年4月1日)

(単位:円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
1 固定資産		3 固定負債	
(1) 有形固定資産		(1) 企業債	15,226,439,559
イ 土地	186,976,778	(2) 引当金	0
ロ 建物	1,542,384,454	固定負債合計	15,226,439,559
減価償却累計額	0	1,542,384,454	
ハ 構築物	27,133,460,050	4 流動負債	
減価償却累計額	0	(1) 企業債	666,526,000
ニ 機械及び装置	538,115,597	(2) 未払金	
減価償却累計額	0	イ 営業未払金	20,643,923
ホ 車両及び運搬具	331,198	ロ 営業外未払金	0
減価償却累計額	0	ハ その他未払金	0
ヘ 工具、器具及び備品	563,629	未払金合計	20,643,923
減価償却累計額	0	563,629	
ト 建設仮勘定	0	(3) その他流動負債	
有形固定資産合計	29,401,831,706	イ 預り金	0
(2) 無形固定資産		ロ 引当金	0
イ 施設利用権	1,217,337,109	その他流動負債合計	0
無形固定資産合計	1,217,337,109	流動負債合計	687,169,923
(3) 投資		5 繰延収益	
イ 出損金	1,741,000	(1) 長期前受金	14,442,046,266
ロ 基金	81,891,220	(2) 収益化累計額	0
投資合計	83,632,220	繰延収益合計	14,442,046,266
固定資産合計	30,702,801,035	負債合計	30,355,655,748
2 流動資産		6 資本金	401,744,664
(1) 現金・預金	27,931,623	7 剰余金	
(2) 未収金		(1) 資本剰余金	
イ 営業未収金	1,108,732	イ 受贈財産評価額	10,449,678
ロ 営業外未収金	0	ロ その他資本剰余金	0
ハ その他未収金	36,008,700	資本剰余金合計	10,449,678
未収金合計	37,117,432	(2) 利益剰余金	
流動資産合計	65,049,055	イ 減債積立金	0
		利益剰余金合計	0
		剰余金合計	10,449,678
		資本合計	412,194,342
資産合計	30,767,850,090	負債資本合計	30,767,850,090

公共

平成27年度
阿賀野市公共下水道事業予定決算貸借対照表
(平成28年3月31日)

(単位:円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
1 固定資産		3 固定負債	
(1) 有形固定資産		(1) 企業債	15,345,379,559
イ 土地	186,976,778	(2) 引当金	0
ロ 建物	1,542,384,454	固定負債合計	15,345,379,559
減価償却累計額	△ 43,492,673	1,498,891,781	
ハ 構築物	28,341,560,976	4 流動負債	
減価償却累計額	△ 626,615,771	(1) 企業債	706,160,000
ニ 機械及び装置	538,115,597	(2) 未払金	
減価償却累計額	△ 150,364,177	イ 営業未払金	24,267,720
ホ 車両及び運搬具	331,198	ロ 営業外未払金	0
減価償却累計額	△ 149,038	ハ その他未払金	0
ヘ 工具、器具及び備品	563,629	未払金合計	24,267,720
減価償却累計額	△ 198,428	(3) その他流動負債	
ト 建設仮勘定	0	イ 預り金	0
有形固定資産合計	29,789,112,545	ロ 引当金	4,534,000
(2) 無形固定資産		その他流動負債合計	4,534,000
イ 施設利用権	1,207,715,193	流動負債合計	734,961,720
無形固定資産合計	1,207,715,193	5 繰延収益	
(3) 投資		(1) 長期前受金	15,126,518,242
イ 出損金	1,741,000	(2) 収益化累計額	△ 410,906,659
ロ 基金	81,912,220	繰延収益合計	14,715,611,583
投資合計	83,653,220	負債合計	30,795,952,862
固定資産合計	31,080,480,958		
2 流動資産		6 資本金	401,744,664
(1) 現金・預金	31,623,852	7 剰余金	
(2) 未収金		(1) 資本剰余金	
イ 営業未収金	1,050,000	イ 受贈財産評価額	10,449,678
ロ 営業外未収金	0	ロ その他資本剰余金	0
ハ その他未収金	36,000,000	資本剰余金合計	10,449,678
未収金合計	37,050,000	(2) 利益剰余金	
貸倒引当金	△ 200,000	イ 減債積立金	
流動資産合計	68,473,852	ロ 当年度未処分利益	△ 59,192,394
		利益剰余金合計	△ 59,192,394
		剰余金合計	△ 48,742,716
		資本合計	353,001,948
資産合計	31,148,954,810	負債資本合計	31,148,954,810

公共

平成27年度
阿賀野市公共下水道事業損益計算書
(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)

(単位:円)

1 営業収益			
(1) 下水道使用料	319,162,963		
(2) 受託事業収入	0		
(3) その他営業収入	174,074	319,337,037	
2 営業費用			
(1) 維持管理費	306,550,000		
(2) 業務費	85,650,519		
(3) 減価償却費	876,455,571	1,268,656,090	
営業利益			△ 949,319,053
3 営業外収益			
(1) 受取利息及び配当金	20,000		
(2) 他会計補助金	764,558,000		
(3) 長期前受金戻入	410,906,659		
(4) 雑収益	2,000		
(5) 消費税還付金	20,843,000	1,196,329,659	
4 営業外費用			
(1) 企業債利息	303,203,000		
(2) 雑支出	3,000,000	306,203,000	890,126,659
経常利益			△ 59,192,394
当年度純利益			△ 59,192,394
前年度繰越利益剰余金			0
その他の未処分利益剰余金変動額			0
当年度未処分利益剰余金			△ 59,192,394

公共

平成27年度
阿賀野市公共下水道事業キャッシュ・フロー計算書
(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)

(単位:円)

I 業務活動によるキャッシュフロー		
	当期純利益	△ 59,192,394
	減価償却費	876,455,571
	貸倒引当金の増減額	200,000
	賞与引当金の増減額	4,534,000
	長期前受金の増減額	0
	長期前受金戻入額	△ 410,906,659
	利息及び配当金の受取額	△ 20,000
	支払利息	303,203,000
	未収金の増減額	67,432
	未払金の増減額	3,623,797
	預り金の増減額	0
小計		717,964,747
	利息及び配当金の受取額	20,000
	支払利息	△ 303,203,000
業務活動によるキャッシュフロー		414,781,747
II 投資活動によるキャッシュフロー		
	基金の積立による支出	△ 21,000
	有形固定資産の取得による支出	△ 1,208,100,926
	無形固定資産の取得による支出	△ 46,013,568
	長期前受金による収入	684,471,976
投資活動によるキャッシュフロー		△ 569,663,518
III 財務活動によるキャッシュフロー		
	企業債による収入	825,100,000
	企業債の償還による支出	△ 666,526,000
財務活動によるキャッシュフロー		158,574,000
IV 資金増加額(又は減少額)		3,692,229
V 資金期首残高		27,931,623
VI 資金期末残高		31,623,852

平成27年度
阿賀野市集落排水事業予定開始貸借対照表
(平成27年4月1日)

(単位:円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
1 固定資産		3 固定負債	
(1) 有形固定資産		(1) 企業債	2,368,058,604
イ 土地	50,574,956	(2) 引当金	0
ロ 建物	495,808,993	固定負債合計	2,368,058,604
減価償却累計額	0	4 流動負債	
ハ 構築物	4,928,332,902	(1) 企業債	125,345,000
減価償却累計額	0	(2) 未払金	
ニ 機械及び装置	196,079,627	イ 営業未払金	12,535,263
減価償却累計額	0	ロ 営業外未払金	0
ホ 車両及び運搬具	0	ハ その他未払金	0
減価償却累計額	0	未払金合計	12,535,263
ヘ 工具、器具及び備品	97,682	(3) その他流動負債	
減価償却累計額	0	イ 預り金	0
ト 建設仮勘定	0	ロ 引当金	0
有形固定資産合計	5,670,894,160	その他流動負債合計	0
(2) 無形固定資産		流動負債合計	137,880,263
イ 施設利用権	0	5 繰延収益	
無形固定資産合計	0	(1) 長期前受金	3,037,798,303
(3) 投資		(2) 収益化累計額	0
イ 出払金	0	繰延収益合計	3,037,798,303
ロ 基金	131,566,522	負債合計	5,543,737,170
投資合計	131,566,522		
固定資産合計	5,802,460,682		
2 流動資産		6 資本金	273,372,571
(1) 現金・預金	9,727,744	7 剰余金	
(2) 未収金		(1) 資本剰余金	
イ 営業未収金	162,922	イ 受贈財産評価額	0
ロ 営業外未収金	0	ロ その他資本剰余金	0
ハ その他未収金	4,758,393	資本剰余金合計	0
未収金合計	4,921,315	(2) 利益剰余金	
流動資産合計	14,649,059	イ 減債積立金	0
		利益剰余金合計	0
		剰余金合計	0
		資本合計	273,372,571
資産合計	5,817,109,741	負債資本合計	5,817,109,741

平成27年度
阿賀野市集落排水事業予定決算貸借対照表
(平成28年3月31日)

(単位:円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
1 固定資産		3 固定負債	
(1) 有形固定資産		(1) 企業債	2,240,647,965
イ 土地	50,574,956	(2) 引当金	0
ロ 建物	495,808,993	固定負債合計	2,240,647,965
減価償却累計額	△ 13,749,275	482,059,718	
ハ 構築物	4,928,332,902	4 流動負債	
減価償却累計額	△ 126,575,601	(1) 企業債	127,410,639
4,801,757,301		(2) 未払金	
ニ 機械及び装置	196,079,627	イ 営業未払金	13,035,000
減価償却累計額	△ 35,600,490	ロ 営業外未払金	0
160,479,137		ハ その他未払金	0
ホ 車両及び運搬具	0	未払金合計	13,035,000
減価償却累計額	0	(3) その他流動負債	
0		イ 預り金	0
ヘ 工具、器具及び備品	97,682	ロ 引当金	321,000
減価償却累計額	△ 43,955	その他流動負債合計	321,000
53,727		流動負債合計	140,766,639
ト 建設仮勘定	0	5 繰延収益	
有形固定資産合計	5,494,924,839	(1) 長期前受金	3,044,993,303
(2) 無形固定資産		(2) 収益化累計額	△ 100,422,967
イ 施設利用権	0	繰延収益合計	2,944,570,336
無形固定資産合計	0	負債合計	5,325,984,940
(3) 投資		6 資本金	273,372,571
イ 出損金	0	7 剰余金	
ロ 基金	121,013,522	(1) 資本剰余金	
投資合計	121,013,522	イ 受贈財産評価額	0
固定資産合計	5,615,938,361	ロ その他資本剰余金	0
		資本剰余金合計	0
2 流動資産		(2) 利益剰余金	
(1) 現金・預金	12,735,278	イ 減債積立金	
(2) 未収金		ロ 当年度未処分利益	33,254,128
イ 営業未収金	160,000	利益剰余金合計	33,254,128
ロ 営業外未収金	0	剰余金合計	33,254,128
ハ その他未収金	4,758,000	資本合計	306,626,699
未収金合計	4,918,000		
貸倒引当金	△ 980,000	3,938,000	
流動資産合計	16,673,278	負債資本合計	5,632,611,639
資産合計	5,632,611,639		

農集

平成27年度
阿賀野市集落排水事業損益計算書
(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)

(単位:円)

1 営業収益			
(1) 下水道使用料	50,046,296		
(2) その他営業収入	0	50,046,296	
2 営業費用			
(1) 維持管理費	71,494,444		
(2) 業務費	18,520,370		
(3) 減価償却費	175,969,321	265,984,135	
営業利益			△ 215,937,839
3 営業外収益			
(1) 受取利息及び配当金	27,000		
(2) 他会計補助金	180,164,000		
(3) 県補助金	23,256,000		
(4) 長期前受金戻入	100,422,967		
(5) 雑収益	3,000	303,872,967	
4 営業外費用			
(1) 企業債利息	53,681,000		
(2) 雑支出	1,000,000	54,681,000	249,191,967
経常利益			33,254,128
当年度純利益			33,254,128
前年度繰越利益剰余金			0
その他の未処分利益剰余金変動額			0
当年度未処分利益剰余金			33,254,128

平成27年度
阿賀野市集落排水事業キャッシュ・フロー計算書
(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)

(単位:円)

I 業務活動によるキャッシュフロー		
	当期純利益	33,254,128
	減価償却費	175,969,321
	貸倒引当金の増減額	980,000
	賞与引当金の増減額	321,000
	長期前受金の増減額	0
	長期前受金戻入額	△ 100,422,967
	利息及び配当金の受取額	△ 27,000
	支払利息	53,681,000
	未収金の増減額	3,315
	未払金の増減額	499,737
	預り金の増減額	0
	小計	164,258,534
	利息及び配当金の受取額	27,000
	支払利息	△ 53,681,000
	業務活動によるキャッシュフロー	110,604,534
II 投資活動によるキャッシュフロー		
	基金の積立による支出	△ 23,285,000
	基金の取崩による収入	33,838,000
	有形固定資産の取得による支出	0
	無形固定資産の取得による支出	0
	長期前受金による収入	7,195,000
	投資活動によるキャッシュフロー	17,748,000
III 財務活動によるキャッシュフロー		
	企業債による収入	0
	企業債の償還による支出	△ 125,345,000
	財務活動によるキャッシュフロー	△ 125,345,000
IV 資金増加額(又は減少額)		3,007,534
V 資金期首残高		9,727,744
VI 資金期末残高		12,735,278